

# 意見書

平成23年1月28日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 760-8575  
住 所 香川県高松市丸の内8-15  
氏 名 西日本放送株式会社

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 放送対象地域 放送対象地域を原則とし県域（三大都市圏のみブロック）とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域メディアとしての性格を重視し、地域ごとに異なるサービスが実施できることに賛成いたします。</li> </ul>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること 放送対象地域内において（複数でなく）一の事業者に免許を付与すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VHF-Lowで採用される放送方式（ISDB-Tsb）では、連結送信にて一つの送信機で放送することが可能です。</li> <li>・周波数有効利用と費用対効果の観点からも、放送対象地域内では、一つの受託放送事業者が実施することが望ましいと考えます。</li> </ul>
<p>3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備主体としての受託放送事業者を全国1者とすべきか、ブロック／県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託放送事業者が安定した事業基盤の上に成り立ち、全国で放送を実施出来る環境を整えるためにも、全国1社とすることが適当と考えます。</li> </ul>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送 音声放送が果たす公共性と提供主体について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現ラジオ放送の親しみやすさ、防災時の強みは、デジタルメディアにおいても継承されるべき役割と認識しております。</li> <li>・VHF-High帯マルチメディア放送やワンセグとの棲み分けを考慮し、音声メディアは本メディアの基本となるサービスであると認識しています。</li> <li>・既存ラジオ事業者はもとより、音声サービスに期待する事業者が広く参入できる環境を整えることを期待します。</li> </ul>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性</p>	
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤</p>	

<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供 必要な災害情報が多数の国民に届くための方策とそれを実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災、災害情報を提供するメディアとしては、受信端末の普及が第一と考えます。</li> <li>・そのためにも、できるだけ安価な端末で、かつ平常時に多くの受信者が楽しめ、また、役に立てる番組提供がなされていることが望まれます。</li> </ul>
<p>8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平</p>	
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入 NHKが委託放送業務（ソフト）と受託国内放送（ハード）に参入することの適否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にNHKの音声放送にかかわる各種コンテンツの提供や災害報道への対応は、同メディアには不可欠です。</li> <li>・置局や干渉、各種技術規格に関するノウハウについても、積極的な寄与を行ってもらうことが必要と考えます。</li> </ul>
<p>10. 受託事業者の選定手続（周波数オークションの適否） 受託選定事業者の選定手続として周波数オークションによることの適否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性、災害報道、地域メディアとしての発展を考慮した場合、周波数オークションは適当ではないと考えています。</li> </ul>
<p>11. その他</p>	

(別添様式)

意見書

平成23年 1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 様

郵便番号 951-8655

(ふりがな) にいがたしちゅうおうくかわぎしちょう

住 所 新潟市中央区川岸町3丁目18番地

(ふりがな) かぶしきがいしゃ にいがたほうそう

氏 名<sup>注1</sup> 株式会社 新潟放送

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たけいしまつじ

代表取締役社長 竹石 松次

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとします。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

該当箇所	意見
1. 地域メディアとしての公共の利益を実現するものとなるよう、V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることについて	「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）に対する意見についての考え方」（平成21年8月）においては、複数の都道府県を対象とした地方ブロック向け放送を実現することが適当とされていたが、地域情報は既存メディアによって既に確保されているとは言え、これまでの聴取習慣からも放送対象地域を「県単位」にすることが適切であると考えます。 また、音声優先セグメントを使ったAMアナログラジオのサイマル放送により、より豊富な地域情報・詳細な防災情報の提供に繋がり、新たなマルチメディア放送の速やかな浸透・発展に寄与するものと考えます。
2. 放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することについて	割当可能な帯域幅や連結送信という技術的特性、及びV-Lowマルチメディア放送の厳しい事業採算性から一の受託放送事業者による事業展開が適当と考えます。 ただし、配信に係る委託料が高止まりするなどの独占の弊害が現れないような仕組み作りが必要と考えます。

<p>3. ハード整備主体としての受託放送事業者を全国で1者とするべきか、ブロック／県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るよう にすべきかについて</p>	<p>新たなマルチメディア放送の展開には速やかな端末普及やハード整備が必要であり、事業採算性が低いと見込まれる地方まで均一の受託国内放送の展開を考えれば、受託国内放送への参入は全国1者とし、その1者に全都道府県での放送の展開を参入条件とすることが適当と考える。</p>
<p>4. アナログラジオの放送番組をV-Lowマルチメディア放送でもサイマル（同時に放送）する希望を有しています</p>	<p>AMアナログラジオでは電界不足・外国波混信問題で増力や周波数変更対策が将来的にも解決の目途が立たず、ラジオを聴きたいとの地域からの要望に十分応えられない現状が存在している。また、これらが聴取者のラジオ離れの一因とも考えられ、「音声優先セグメント」を使ったAMアナログラジオのサイマル放送が難聴取対策に効果的と考える。 AMアナログラジオのサイマル放送により、V-Lowマルチメディア放送が地域情報の担い手として、詳細な災害情報・気象情報・交通情報・自治体広報番組の提供など、公的な役割を果たせるものとする</p>

<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>V-Lowを使った新たなメディアを利用して国民多くに必要な災害情報を届けるためには受信端末の普及拡大が重要であり、開始当初の受信端末の無償配布や一部補助など積極的な公的援助が必要と考える。</p> <p>このような施策により国民に広く認知される事ができれば、結果的に安全安心な社会システムの一部となり得ると考える。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業者への参入について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の実現・普及・発展にとって、委託放送業者としての参加は極めて有効と考えられ、速やかに参入の意思を表明して欲しいものである。</p> <p>同様に、委託放送業者としての参入について、これまで続けてきた民間放送とNHKとの二元体制の維持に繋がり、放送サービスの多様性・受信機の普及に有効と考える。</p>

(別添様式)

<p>10. 周波数オークションによることの適否について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の果たすべき公的な役割、及び電波が国民全体の共有資産であることから、事業者を単純に落札金額だけで選定すべきでないとする。</p>
<p>11. V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについて</p>	<p>電波利用料について、これまで認知されてきたラジオメディアの役割・効率・公共性から、V-Lowマルチメディア放送においても、その電波利用料が通信事業者並みに算定されないような仕組み作りが必要とする。</p>

意 見 書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 870-0938

住所 大分市今津留3丁目1-1

氏名 株式会社 大分放送  
代表取締役社長  
しゅとう いさき  
首藤 伊佐樹

「V-LOW マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します

該当箇所	意見
1. 放送対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送対象地区を原則として、県域とする事に支持します</li> <li>・ラジオは地域メディアの原点であり、地域に立脚した情報を送り続けることで聴取者と信頼関係が結ばれており、アナログ放送と同じ視点で行いたい。</li> </ul>
2. 放送対象地域の受託事業者を1とする事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託事業者を1とすることが望ましいと思います</li> <li>・受託事業者が1となる事については、配信料が高止まりの懸念はあるものの、委託業者もまとまって応分に出資すれば、民主的に高止まりは解決できるのではなかろうかと考えます。</li> <li>・国民が普く情報を享受する為には、採算性の低いと思われる地方部でも設備の整備を行い、公平性の担保が必要と考えます。</li> </ul>
3. 受託国内放送の全国展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託事業者を全国1者とする考えは妥当と思います</li> <li>・V-LOW マルチメディア放送の普及をはかる点からもハード整備は急がなくてはならないと考えます。採算性の低い地域を切り捨てることは受信機の普及を阻害することになり地域差が生じることは避けるべきと思います。</li> </ul>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声優先セグメントの設置を要望します</li> <li>・マルチメディア放送でもサイマル放送を行いたいと検討しています。また、放送の視聴者・聴取者を増やすためにも、ストリーミング放送等新規サービスを増やす事も考えます。</li> </ul>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ラジオ事業者の優先参入を要望します</li> <li>・地域放送に於けるラジオの経営は非常に厳しい状態に在ります。既存のラジオ局の基盤安定を最大限に配慮される事を望みます。</li> <li>・地域情報、災害情報など公共的使命を果たすためにも、音声優先セグメントは優先して参入できる事を期待します。</li> </ul>

<p>6. 委託放送業務展開のための 共通事業基盤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共的な性格を持つマルチメディア放送は、受信者に信頼されるメディアであることが望ましいと考えますので、委託放送事業者が、一定の責任のもと自らの編集権、編成権を有した形で参画できる環境を整えることが重要と考えます。</li> <li>・ 現段階では課金システムは考えていませんが、将来にわたっては検討する課題と考えます。</li> </ul>
<p>7. 委託事業者の災害情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報については、県ならびに各市町村と災害情報協定を結び、きめ細かな対応をはかっていく考えです。</li> <li>・ ラジオ、テレビの兼営局のため、データ放送も加味しながら放送を行うことも検討しています。 民放ラジオ事業者として聴取者に信頼され、情報機関として認められるのは、災害が発生した時に如何にきめ細かな情報が伝達できるかにかかっている。</li> <li>・ 受信端末が安価で広く国民に普及することが必須と考えます。</li> </ul>
<p>8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul>
<p>9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>V-LOW</b> マルチメディア放送の受信端末の普及について、NHK の参入は外せないと考えます。 また、置局や技術規格等に関してもノウハウを積極的に開示してもらう事が適当と考えます</li> </ul>
<p>10. 受託事業者の選定手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メディアの公共性、災害報道への期待、地域メディアとしての発展を考えた場合、周波数のオークションは適当ではないと考えています。</li> </ul>
<p>11. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難聴取問題や送信設備更新問題を抱えるアナログ事業の問題解決をはかるためにも、<b>V-LOW</b> マルチメディア放送に移行したいと考えます</li> </ul>

意見書

平成 23 年 1 月 31 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

900-8711  
沖縄県那覇市久茂地 2-3-1

琉球放送株式会社  
代表取締役社長 座安 弘

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての  
意見公募」に関し別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1 放送対象地域	「県域」が妥当。アナログであれV-Lowであれ、ラジオの存在意義は地域との密着。V-Lowでは当該地域の防災情報が重要課題である。またサイマル放送を前提としていることから「県域」と考える。
2 放送対象地域の受託事業者を一とすること	「一とすること」が妥当。V-Lowの普及は放送の公益性から重要。複数事業者を認めることは沖縄県の狭隘な市場からすると混乱を招き、ひいては県民へのサービス低下に繋がる可能性が高い。
3 受託国内放送の全国展開	「全国一者」が妥当。V-Lowは地域への公的サービスが使命。全国を網羅し公平なサービスを提供する確実な方策は全国一者方式がベターだと考える。
4 委託事業者による音声や音楽の放送 (サイマル放送と新規音声放送/端末普及等)	サイマル放送での音声優先セグメントを想定している。単に災害情報の強化だけではなく、地域経済の浮揚等も視野に入れた番組発信も新たなラジオメディアの価値創造に繋がる。その為のセグメントの確保は必要だと考える。
5 ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性 (認定のセグメント単位について)	3セグを否定するわけではないが、弊社は1/2セグで良いと考える。ソフト参入の多様性からするとセグメント細分化は必要。既存事業者=放送委託業者 ⇔ 地元資本参入希望者=番組提供者等の新しいフレームを作りやすい環境整備(細分化)が必要。
6 委託放送業務展開の為の共通事業基盤(プラットフォーム機能)	負担軽減の視点はローカル局にとっては重要。経営が立ち行かなくなれば、地域に対しての既存放送局の公共的使命も果たせない、V-Lowで新規設備・有料放送での課金制度が発生する場合、受託放送事業者で整備し委託事業者に提供することは検討すべき。
7 委託放送事業者による災害情報の提供	地震などの緊急時に備える災害情報や避難情報に加え、沖縄県は詳細且つ迅速な「台風情報」が最も県民から要望されている。その為に社内TV報道局と連携を取りながら、气象台や各自自治体防災無線とのネットワークは構築されている。更にV-Lowでの災害情報の充実はASP等との連携が必要だと考える。
8 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平	新聞の電子版配信は放送と捉えられるのか? そうであれば、現在の新聞報道が放送法の枠内でどう発信されることになるのか? 法令に係る行政の課題である。

<p>9 NHKの受託放送/委託放送への参入</p>	<p>我々の放送の歴史は民放とNHKの共栄の歴史である。 その延長線上にV-Lowはあり、普及発展のためにはNHKの参入は不可欠である。</p>
<p>10 受託事業者の選定手続き (周波数オークション)</p>	<p>放送の公共性からいって、周波数のオークションという経済原理で選定されることは放送事業の根本を揺るがすのではないか。</p>
<p>11 その他</p>	<p>沖縄県は全国でも稀な1県にAM2波が併存している。 現在の両社は狭いマーケットの厳しい事業性の中で、県民に対して日々の情報提供を行っている。 今後V-Lowマルチメディア放送に参入する場合、他地区とは異なる制度・発想が必要になるのではないかと考える。</p>

# 意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局

放送政策課 ご担当 様

郵便番号 060-8501

ほっかいどうさつぽろしちゅうおく

住所 北海道札幌市中央区北1条西5丁目

ほっかいどうほうそうかぶしきかいしゃ

氏名 北海道放送株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう わたなべ たかし

代表取締役社長 渡辺 卓

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>評価する。</p> <p>原則県域は生活圏の単位にもなっており、地域メディアとしての役割を担うには適当。また、三大広域圏については日本の経済活動の中心地でもあり、県域に分けるより適当。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>評価する。</p> <p>県域を単位とすると帯域は限られているため、その地域で効率的に利用できる一の受託放送事業者が望ましい。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>全国で1者が妥当。</p> <p>V-Low は地域メディアとして公共性も帯びており、地域ごとに受託放送事業者を1者とした場合、収益の差などから地域格差が生じる恐れがある。これを避けるために全国で1者とすべき。また、1者にすることによって長期に安定した事業の継続性を確保し易くなる。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>既存のAMラジオは地域の情報や生活に役立つ話題から地震情報を始めとした災害報道まで地域密着の放送を届けてきました。特に私共は30分に一度のニュース、道路、天気番組編成で、ドライバーはじめ在宅リスナーに身近な媒体として強い支持を得ています。そこでV-Lowマルチメディア放送を行うにあたり、全セグメントの中の一部を「音声優先セグメント」として割当て、既存のラジオ社がサイマル放送を行えばV-Lowという新しいメディアの普及促進になると考えます。</p> <p>又、現行のAMラジオが抱える都市型難聴や設備の老朽化などの課題を解消することができ、地域情報と災害情報に大きな役割を果たすと考えます。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<p>災害情報の収集についてはこれまでラジオ事業者としてノウハウを培ってきたが、更に詳細な災害情報についてはラジオ研究会報告書の提言にあるようにASPを共通で国などが構築し、容易に利用出来る環境を作ることが望ましい。</p>

<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>NHKはこれまで、FM放送、衛星放送と新しい放送を始める際に、先導的役割を果たしてきた。当マルチメディア放送を開始するにあたり、受託国内放送及び委託放送業務への参入でも同様の役割を強く期待する。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</p>	<p>周波数オークションは不適當。  V-Lowマルチメディア放送は公共性を担う基幹放送であり、オークションにより利益が優先され、一部の者に支配されるようなことがあってはならないと考える。</p>
<p>11. その他</p>	<p>①V-Lowマルチメディア放送における電波利用料は災害情報など強い公共的使命を期待されることから、現行のラジオなみの特性係数とし、事業者には大きな負担とならないようにすることが望ましい。  ②受託放送事業が全国をカバーするにあたり、辺地などで地域格差を生じないように、国が支援すべきである。  ③アナログラジオ事業者にとって、V-Lowマルチメディア放送への参入は、将来デジタルへの移行の選択を考慮した制度設計が必要と考える。</p>

以上

# 意見書

平成 23 年 1 月 31 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 910-8588

(ふりがな) (ふくいけん ふくいし おおわだちょう 37-1-1 )

住 所 福井県福井市大和田町 37-1-1

(ふりがな) (ふくいほうそうかぶしきかいしゃ)

会社名 福井放送株式会社

(だいひょうとりしまりやくしゃちょう こふじゆきお)

代表取締役社長 小藤 幸男

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1.放送対象地域。 放送対象地域を原則として県域にすること（東名阪の三大広域圏はブロックのみ）への意見</p>	<p>放送対象地域を原則として県域にすることの（案）に、賛同、支持します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社はAMラジオ放送を開始して約60年、今日まで地域に密着した情報メディアの担い手として放送を続けてきた。今回のV-LOWは特に地域・防災情報の充実が最大の役目だと認識している。</li> </ul> <p>豪雪・豪雨・重油漂着・原発事故等々の過去の災害報道を見れば、緊急時の取材と放送の主役がキー局ではなくローカル局であることは明白である。</p> <p>さらに、災害の種類は地域特性と切り離せないものが多く、平時にあっても山地には山地の対策、沿岸部には沿岸部なりの対策といった個別具体的な地域特性を考慮した上で、地域住民の防災・減災意識の啓蒙が重要である。</p> <p>すなわち、緊急時の取材力と放送力（訴求力）の観点から、また、平時の防災・減災意識の地域啓蒙の観点からV-LOWの未来をうかがう時、「県域原則」は自明。</p>
<p>3.受託国内放送の全国展開。 ハード整備の主体としての受託事業者を全国一者とすべきか（案の1）それともブロック／県域ごと1者の参入を募り、全国的に複数の受託事業者が並存する事があり得るようにすべきか（案の2）</p>	<p>受託事業者を全国一者とすることの（案）に、賛同、支持します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社はAMラジオ放送を開始して約60年、今日まで地域に密着した情報メディアの担い手として放送を続けてきた。今回のV-LOWは特に地域・防災情報の充実が最大の役目だと認識している。</li> </ul> <p>弊社の収益の過半は大都市圏からのものであり、昨今および今後の経済環境・地域力を考えるに、都市部と地方との格差は、解消どころか益々広がることが懸念される。</p> <p>すなわち、V-LOWが安定的に地域・防災情報の提供・維持を展開するためには、肝心要のハード面の整備・維持においても、人口集中部の利益の一部を地方に配分する何らかの継続的な仕組みが担保されるべきと判断する。</p> <p>また、設備使用料において、不条理な地域間格差があれば、その格差がソフトの提供面の地域間格差を増大させる恐れがあり、設備利用料の設定には、何らかの規制が必要である。</p> <p>こうした不安を解消する意味で、受託事業者は全国1社とし、公平性および公共的使命達成の担保を、確実とさせるべきである。</p>

<p>5.ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性(認定のセグメント単位について)</p>	<p>規模の大小に関わりなく、多様な委託放送事業者・番組提供者が参加可能なセグメント認定を望みます。</p> <p>・弊社はAMラジオ放送を開始して約60年、今日まで地域に密着した情報メディアの担い手として放送を続けてきた。今回のV-LOWは特に地域・防災情報の充実が最大の役目だと認識している。</p> <p>防災情報は、緊急時にあってはラジオ聴取者の需要・関心も高いものの、平時にあっては非常に魅力の乏しいものになりがちである。平時の地域の防災・減災意識の啓蒙手法と効果にあっては、既存のメディアはどこも頭を抱えている。</p> <p>映像・音声・文字・ファイル等々の新手法の工夫が可能なV-LOWメディアの登場にあっては、この課題解決のため、地域特性を考慮した多様な聴取者アプローチといった可能性が期待される場所である。</p> <p>すなわち、多様なアプローチを確保するため、規模の大小を問わず、できるだけ沢山の業者が参入して、防災・減災情報の効果的な伝達技能を継続的に競い合うチャンスが増えるようなセグメント認定が望まれる。</p>
<p>10. 受託事業者の選定手続き(周波数オークション)</p>	<p>周波数オークション制度の導入は、過度な市場原理主義を聴取者に想起させ、公共的使命を重んずるV-LOWの精神に馴染まず不適当であると考え、強く反対します。</p> <p>・弊社はAMラジオ放送を開始して約60年、今日まで地域に密着した情報メディアの担い手として放送を続けてきた。今回のV-LOWは特に地域・防災情報の充実が最大の役目だと認識している。</p> <p>受託事業者がオークションで競い合って事業権利を獲得するとなると、経営合理性のみが各種判断の基準となりがちである。</p> <p>地デジ化の目的の最終到達点のひとつであるV-LOWメディアには、周波数提供側の資源価値合理性より、むしろ、(第5項で述べたように)公共的使命達成のための、プレーヤー個々の継続的挑戦の可能性こそ確保されるべきである。</p> <p>すなわち、経営スタンスが、投下資本の短期回収や事業採算性のなりふり構わぬ追究につながりがちなオークション制度は、V-LOW事業全体に粗野な印象を与えかねず、新メディアへの国民の「夢や期待」をかすませてしまう。</p>

## 意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 880-8639

(ふりがな) みやざきしたちばなどおりにし

住所 宮崎市橘通西4-6-7

(ふりがな) かぶしきがいしゃ みやざきほうそう

氏名 株式会社 宮崎放送

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう はるやま つよし

代表取締役社長 春山 豪志

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	V-Lowマルチメディア放送は、地域に密着して情報を伝え地域の活性化を図ることと、きめ細かい地域の災害情報を伝えることが重要な役割と考えるので、V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることを、支持します。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	基本的に支持します。 1社が送信業務を独占することの懸念はあるが、長期的に安定したハード事業を継続しやすいことや委託放送事業者に公平な参入条件となることが想定できることなどを考えると、放送対象地域の受託放送事業者を一とすることを支持します。
3. 受託国内放送の全国展開について	受託事業者を全国1者とすべきと考えます。 長期的に安定したハード事業の継続、委託放送事業者に対する参入条件の公平性を確保すること、なるだけ多くの視聴者に基幹放送サービスを送り届けるという公共的使命を確実にするという点から考えると全国1者とすることを支持します。しかしながら、1社独占事業になることから委託事業者に対する設備使用料が高くなることも想定されますので、適正な額となるよう規制等を検討していただきたい。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	弊社はV-Lowマルチメディア放送でアナログラジオのサイマル放送の実施を希望します。 弊社は56年以上にわたりAM放送を通して、宮崎県の地域情報、災害情報等を提供してきております。しかしながら、最近では雑音により聞こえづらくなってきていることや送信設備を維持することが困難になってきていること等から、地域情報・災害情報等を提供し続けるためにはV-Low帯への移行が必要と考えます。そのためには「音声優先セグメント」の設置が必要です。既存ラジオ局は、地域情報・災害情報の提供など公共的な役割を担っております。多くの費用と労力で生み出されたV-Low帯域の活用として公共的なサービスは欠かせないものですので、参入を希望するラジオ社すべてが参入できる帯域の確保を希望します。

<p>5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について</p>	<p>また、ラジオのサイマル放送により端末の買い換え需要が期待できるので端末普及に弾みがつくと思います。かつアナログラジオの移行先であれば、更に端末の買い替えが進むと思われます。</p> <p>弊社は「音声優先セグメント」への参入を希望しております。「音声優先セグメント」は1セグで数チャンネルの音声放送が可能ですので、必要な帯域ごと(チャンネルごと)の認定が望ましいと考えます。しかし「音声優先セグメント」以外では、1セグあるいは3セグといった単位の認定も考えられますので、柔軟な認定単位を希望します。ただし地域で限られたセグメントの中での認定ですので、地域密着、きめ細かい地域災害情報といったV-Lowマルチメディア放送として期待される役割に合致する「音声優先セグメント」を最大限優先して確保していただきたい。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>「音声優先セグメント」を考えれば、EPGサービス・ベースバンド接続サービスなどを効率的に一括して運用する必要最低限のプラットフォームは必要と考えます。しかし、有料放送など多彩なサービスを実施する事業者と同じプラットフォームにすることは無駄が生じる可能性もありますので、受託事業者が行なうか否かも含めて、その組織のあり方や運用方法等、今後詳細な検討が必要と考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>弊社はAM放送を通して、地域に密着した放送、災害時の緊急放送を実施してきており、そのノウハウをV-Lowマルチメディア放送のサイマル放送でも十分活かします。</p> <p>この「音声優先セグメント」を使った災害情報を、多数の国民に届けるためにも、1セグ方式の簡単で安価な受信機を開発し、自治体とも連携して普及させることが重要と考えます。</p> <p>また、市町村レベルの詳細な情報発信は1社でできるものではありませんので、地元NHKや自治体等との協力体制構築が必要です。ラジオ研究会で提言されているASPとの連携も重要と考えます。</p>
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送がその放送番組の一部に新聞、雑誌等の電子版を含む場合の放送規律をどのようにすべきかについてはきわめて微妙な問題であり、現段階では明確な意見はありません。</p>

<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>せん。</p> <p>NHKは今までの実績から考えても、V-Lowマルチメディア放送の実現・普及・発展にとって極めて重要な存在と考えますので、受託国内放送・委託放送業務への参入を期待します。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について</p>	<p>強く反対します。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、地域密着・地域活性化・きめ細かい地域の災害情報など公的使命が重要な役割と考えますので、採算性が優先されるオークション制度はなじまないと思います。</p>
<p>11. その他</p>	<p>弊社は、アナログラジオのAM放送が雑音により聞こえづらくなってきていることや送信設備を維持することが困難になってきていること等から、V-Lowマルチメディア放送とアナログラジオAM放送とのサイマル放送実施を希望しますが、サイマル放送は費用面で問題があります。どこかの時点で、V-Lowマルチメディア放送への移行を希望したいと思いますので、可能性を制度に反映していただくことを希望します。</p> <p>また民放連が本年1月20日付で総務大臣に提出した、「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」に沿って今後の制度整備を行い、既存民放事業者が携帯端末向けマルチメディア放送に参入できるよう希望いたします。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、地域密着・地域活性化・きめ細かい地域の災害情報など公的使命が重要な役割ですので、電波利用料につきましても、既存ラジオ局並みの特性係数が適用されることを期待します。</p>

1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について  
原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることを、支持します。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて  
基本的に支持します。
3. 受託国内放送の全国展開について  
受託事業者を全国1者とすべきと考えます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について  
V-Lowマルチメディア放送でアナログラジオのサイマル放送の実施を希望します。そのためには「音声優先セグメント」の設置が必要です。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について  
必要な帯域ごとの認定が望ましいと考えますが、1セグあるいは3セグといった単位の認定も考えられますので、柔軟な認定単位を希望します。  
ただし、「音声優先セグメント」を最大限優先して確保していただきたい。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について  
必要最低限のプラットフォームは必要と考えますが、その組織のあり方や運用方法等、今後詳細な検討が必要と考えます。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について  
地元NHKや自治体等との協力体制構築が必要です。ラジオ研究会で提言されているASPとの連携も重要と考えます。
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について  
現段階では明確な意見はありません。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について  
受託国内放送・委託放送業務への参入を期待します。
10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について  
強く反対します。
11. その他
  - ・当面サイマルですが、最終的にV-Lowマルチメディア放送への移行を希望したいと思います。その場合の可能性を制度に反映していただきたい。
  - ・民放連の「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」に沿って、今後の制度整備を要望します。
  - ・V-Lowマルチメディア放送の電波利用料につきましても、既存ラジオ局並みの特性係数が適用されることを期待します。

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 030-0965

あおもりけんあおもりしまつもり  
住所 青森県青森市松森1-8-1

あおもりほうそうかぶしがいしゃ  
氏名 青森放送株式会社

いしだ みのる  
代表取締役社長 石田 稔

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見募集」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	放送対象地域内において一つの放送事業者に免許を付与することに基本的に賛成するが、受託放送事業は、V-Lowマルチメディア放送のインフラを担う事業であることから、長期的に安定していることが不可決であり、また、委託放送事業者を恣意的に選別する事のないよう、その運営が透明で公平性が保たれるようなものでなければならない。また、独占事業の弊害が出たときは、速やかに見直すことができるような制度設計とすべきである。
4. 受託放送事業者による音声や音楽の放送について	中波ラジオ放送の受信機が市場において淘汰され、結果的に「アナログラジオの緩やかなデジタル移行」がおこなわれると言った議論があるからこそ、既存中波ラジオ放送事業者が長年にわたり培ってきたノウハウを生かし、これまでどおりの音声による情報提供ができるよう、音声優先セグメントを設定し、そのなかで、アナログラジオのサイマル放送もできるようにすべきである。
11. その他 中波ラジオ放送の今後について	中波ラジオ放送の将来を見通した放送政策や放送制度について、行政において早急に検討を開始することを要望する。中波ラジオ放送の将来をどう描くかは、既存中波ラジオ放送事業者のV-Lowマルチメディア放送への参入を含めた事業計画や、受信端末普及などにも影響をすると考える。

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 530-8304

住所 おおさかふおおさかしきたくちややまち  
大阪府大阪市北区茶屋町17-1

氏名 かぶしきがいしゃ まいにちほうそう  
株式会社 毎日放送  
かわうち かずとも  
代表取締役社長 河内 一友

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	地域性を考慮していることを評価するとともに、V-Lowの限られた帯域幅の中で全国展開するために、原則として県域(三大広域圏のみブロック)とすることは妥当と考える。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	事業採算性の観点から一とすることは妥当だが、独占事業となるため、基幹放送を担う受託事業者の選定にあっては、事業の継続性の義務、ソフト事業者参入条件の公平性などの担保が必要と考える。
3. 受託国内放送の全国展開について	地域によって受託事業者が異なる場合、委託事業参入条件の相違やサービス内容の制限、極端な利用料金格差など、地域格差が生ずることを回避すべきであり、経済的基盤が脆弱な地域での事業の安定化から、全国1者とする考え方は妥当といえる。 エリア展開に関しては、当初は採算性の見込める東名阪地区などに重点を置き、以後、段階的に全国展開を行うことが望ましい。加えて、県域及び広域を含め、採算性の低いエリアでのインフラ整備が滞らないよう、当該エリアにおいては国の支援策を講じるべきである。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	現行のラジオ放送は災害情報をはじめ様々な地域情報を提供する公共的使命を果たし、広く国民の信頼を得ているメディアであることから、V-Lowにおいても、既存ラジオ社がサイマル放送など音声放送で優先的に参入できるよう制度化されるべきである。 巷間、ラジオ放送が低落傾向にあるという意見があるが、決して国民の支持を失ったわけではなく、都市雑音や外国波混信など、アナログ波特有の課題がなお未解決であることも要因と考える。しかし、阪神淡路大震災などの大災害時には、ラジオが重要な情報ライフラインであった経験を踏まえ、V-Lowにおいても既存ラジオ社のサイマル放送やそのノウハウを生かした音声放送は広く国民から支持を得るものと確信している。
5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について	アナログテレビの跡地は官民の総力によって生まれる貴重な帯域であり、その跡地利用にあっては国民の安心安全を担うメディアでなければならない。V-Lowは広域11~13セグメント、県域6~7セグメントという限られたセグメント数であること、V-Highとは区別され、地域に根ざした放送でなければならないこと、安価で簡便な受信端末の開発や速やかな普及が求められること、などといった観点から、多くは音声を中心とした多チャンネル放送サービスと、デジタルならではの付加サービスが実施されるべきである。これらを勘案すれば、V-Lowの技術方式がISDB-Tsbであり、すでにISDB-T方式の13セグメント、1セグメント方式が広く普及していることから、総帯域幅が比較的狭いV-Lowでは基本的には1セグメントによるサービスが適し、1セグメント単位の委託認定が適当である。 1者から複数セグメントの希望がある場合は、帯域の独占的使用

	<p>を避けるためにも上限(例えば当該地域の総セグメント数の1/3未満など)を設けるべきと考える。テレビジョン放送が可能な帯域を1者に与えることが不相当であることはいうまでもない。</p> <p>但し、ラジオ研究会報告書にある「音声優先セグメント」の考え方が実施される場合は、多くの既存ラジオ社の参入が見込まれるので、セグメントを細分化した認定(例えばチャンネルごと)も検討すべきである。</p>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	<p>制度上における「プラットフォーム」の位置づけが現時点では不明であるが、以下の区分を想定してみる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託放送事業者・・・映像/音声/データの情報源符号化を行う</li> <li>・ プラットフォーム機能・・・委託の信号を多重化、限定受信処理を行う。</li> <li>・ 受託事業者・・・プラットホームからの信号をTS再多重、伝送路符号化を行い、OFDMでの送信を行う</li> </ul> <p>この場合、プラットホーム機能は、1セグメント方式と3セグメント方式では必要な設備やサービス内容が異なるため、ふたつに分けるべきである。基本的には委託放送事業者側でその機能を有することが合理的と考える(同種のサービス等を行う複数の委託事業者による連携も想定される)。</p> <p>受託放送事業者が上記プラットフォーム機能を提供するとした場合、設備面やサービス面、運用面が異なる1セグメント方式と3セグメント方式では受託事業者を分け、全国で2者とすることを検討すべきではないか。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<p>民放ラジオ事業者として、地域向けの災害情報の提供はこれまでどおり実施していくが、V-Lowではデータ放送を活用した地区別の文字情報など、より細分化された災害情報の提供が可能になる。市町村レベルの詳細情報の取りまとめなど、地元のNHKや民放、自治体などと連携した災害情報の集約手段や情報提供の対応をさらに検証していくことが必要である。</p> <p>V-Lowが災害時に適したメディアとして機能するためには、安価で簡便である多種多様な受信端末が普及したうえで、音声放送、データ放送が多角的に機能することである。そのような安価で簡便な専用受信機も想定される1セグメント方式での放送が災害時には適していると考えられる。</p>
9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について	<p>基幹放送であるV-Lowマルチメディア放送において、全国的なインフラの構築や放送サービスの多様性、将来的な発展、様々な形態の受信機の普及、災害時の情報連携などを勘案すれば、他の基幹放送と同様に民間放送事業者とNHKによる二元体制が不可欠である。</p>
10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について	<p>V-Highマルチメディア放送と同様に、基幹放送として公共的な役割を担うV-Lowマルチメディア放送においても、海外の例にあるような事業採算性が最も優先される周波数オークション制度は不相当であり強く反対する。</p>

<p>11. その他 (1) マスコミ集中排除原則について</p>	<p>既存放送事業者のV-Lowマルチメディア放送参入に関しては、現行「マスメディア集中排除原則」の規制対象とならないよう、規制緩和の対象にすべきである。</p>
<p>11. その他 (2) アナログからの移行について</p>	<p>難聴取問題や送信設備更新問題など、音声放送事業の存続に多くの課題を抱えるAMラジオ事業者として、これら課題を解決するためにV-Low参入は有効な解決手段と考えられるので、アナログ放送事業からV-Lowでの委託放送事業に移行する道筋が示されることを強く要望する。</p>
<p>11. その他 (3) 電波利用料について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送は公共的使命を背負った音声放送事業が中心であることが望ましいことから、電波使用料は既存ラジオ放送と同等の扱いとすることを強く要望する。</p>
<p>11. その他 (4) 制度整備について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の制度整備については、これまでに様々な方針案が示されてきたが、音声放送事業に真摯に向き合うラジオ放送事業者の意見を尊重した制度整備が行われることを強く要望する。</p>

意見書

平成 23 年 1 月 31 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号	9 8 2 - 0 8 3 1
(ふりがな)	せんだいしたいはくくやぎやまかすみちょう
住 所	仙台市太白区八木山香澄町 2 6 番 1 号
(ふりがな)	とうほくほうそうかぶしきがいしゃ
氏 名	東北放送株式会社
	いちりき あつひこ
	代表取締役社長 一力 敦彦

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見（案）
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）とすることを支持します。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>放送対象地域の受託放送事業者を一とすることを支持します。</p> <p>利用可能帯域の細分化は事業採算性に問題が生じる可能性があります。</p> <p>但し V-Low マルチメディア放送のハード事業者には、事業の継続性並びに委託事業者の負担増にならない適切な設備投資を望みます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>受託事業者は全国一者とすることが妥当と考えます。</p> <p>全国規模での迅速なインフラ整備が必要であるため、全国一者と考えますが、加えて委託事業者に対する参入条件（サービス内容・技術方式）に地域格差が無いことを望みます。</p> <p>併せて、災害情報などの公共的役割を担う側面に鑑み、全国規模のインフラ整備には国の支援を含む公的資金の導入が必要と考えます。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>「音声優先セグメント」の設置が必要と考えます。基幹放送としてこれまで公共的役割を担ってきた現行ラジオ放送の移行先として参入を希望するラジオ社全てが放送できる帯域確保と制度化を望みます。</p> <p>又、サイマル放送は、現行ラジオの課題である都市の難聴取や送信設備更新の問題解決への有効な手段となり、V-Low 端末への買替え需要等にも貢献すると考えます。</p> <p>新規の音声放送については、ファイルキャスト等今後ビジネスとしての可能性も含め事業者が広く参入できる環境を整備することを期待します。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<p>「音声優先セグメント」は既存ラジオ事業者の参入であり、将来的には移行を念頭に置いた地域基幹放送の位置づけとなると想定されます。</p> <p>国民の安心安全と公共的役割を担うラジオ事業者としては、「音声優先セグメント」では一つの音声放送チャンネル毎に認定されることが相応しく、その帯域は最大限に優先して確保されるべきだと考えます。</p>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	<p>「音声優先セグメント」でアナログサイマル放送を中心とした音声放送を実施する場合、E P G サービス・ベースバンド接続サービス・地域サービス等を一括して効率的に運用する組織としてのプラットフォームは、場合によっては最小限のセントラルキャスティング的な性格を有する機能として必要だと考えます。</p> <p>また、この機能は本来、総合編成機能を有する委託事業者が持つべきであるため、その規模や在り方等は、今後の検討課題と考えています。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	既存ラジオ事業者として V-Low 帯音声優先セグメントでのサイマル放送を実施するにあたっては、緊急地震速報・EWS 等自動データ送出機

	<p>能に加えて、これまで宮城県沖地震・岩手宮城内陸地震等の際に蓄積した、「人の声で伝える」情報の有効性とそのノウハウが十二分に活用できるものと考えます。</p> <p>また、自治体等と連携してワンセグメント方式の簡単廉価な安心安全受信機を開発普及させていくことで、音声優先セグメントからの災害情報を一人でも多くの国民に届けることが可能になると考えます。加えて、市町村レベルの詳細災害情報の発信には「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」で提言されたASPとの連携も有効な手段と考えます。</p>
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	<p>全国的なインフラ構築と多様な放送サービスを確保するため、これまで地上波放送・BS放送の普及と発展に先導的役割を果たしてきたNHKが受託国内放送および委託放送業務へ参入することは極めて重要であり不可欠と考えます。</p>
10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について	<p>V-Lowマルチメディア放送は地域メディアとして、地域情報・災害情報など高い公共的役割を担うことが想定されることから、採算性を最優先する周波数オークション制度は不相当と考えます。受託事業者のみならずV-Lowマルチメディア放送全体のひいては安心安全サービスを受ける国民全体にも大きく影響を及ぼしかねず、強く反対します。</p>
11. その他 1) マスメディア集中排除原則について	<p>(社)日本民間放送連盟が本年1月20日付で総務大臣に提出した「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」に沿って今後の制度整備を行い、既存民放事業者は携帯端末向けマルチメディア放送に参入可能とするよう希望します。</p>
11. その他 2) 電波利用料について	<p>V-Lowマルチメディア放送は地域情報・災害情報など高い公共的役割を担っていくことが想定されます。そのため電波利用料については既存ラジオ放送と同等かそれ以上に軽減されたものであるべきと考えます。</p>
11. その他 3) 放送対象地域と事業区域について	<p>基本的にはV-Lowマルチメディア放送は、災害情報を含めた地域情報メディアであることから、放送対象地域を県域（三大広域圏のみブロック）とすることについて賛成ですが、その他意見として法制度整備の枠組み上、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会最終報告」にある放送対象区域（免許）と事業区域（営業）を分けて考えることも必要であると考えます。</p> <p>多様な放送対象区域が新たなビジネスを創生し、適切な事業区域がスケールメリットを享受できるとすれば、V-Lowマルチメディア放送は地域社会の経済・文化の発展を牽引する役割を担い、同時に新たなビジネス展開が可能になると考えられます。</p> <p>したがって、放送対象区域及び事業区域は市場原理に委ねられ、地域事情に応じた範囲とすることが望ましく県域を越えた隣接県、あるいは密接に関連する地域とするなど、将来的には柔軟に設定できることを強</p>

	<p>く希望します。</p> <p>その際のマス排の緩和は勿論、将来的にラジオ単営あるいはラジオ・テレビ兼営社を問わず、複数の放送対象区域をまとめた事業が展開できるような制度枠組みを希望します。</p>
<p>11. その他</p> <p>4) 音声優先セグメントとマルチセグメントの考え方について</p>	<p>これまでも、特に AM 放送事業者では地域の災害情報を独自に取材し、災害報道特別番組を編成するなど地域に密着した安心・安全のための情報を提供し、地域からも信頼され、長きにわたり支持を得てきたと自負しています。</p> <p>また、システムの自治体（県あるいは市町村）や気象庁との間で災害情報の共有・防災協定を締結しており、災害発生時に緊急放送体制を含むノウハウが活かされ、設備的にも EWS や緊急地震速報などの数多くの実績があります。</p> <p>V-Low帯の音声優先セグメントでもサイマル放送によりこれらの災害情報の提供を実施することになりますが、重要なことは音声優先セグメントから発せられる災害情報は一人でも多くの地域住民が慣れ親しんでいる放送局がこの役割を担い且つ、総合チャンネル（プライマリーチャンネル）として機能することが何よりも必要であり、安心・安全端末としての普及の第一歩と考えられます。</p> <p>したがって、インフラ整備や制度整備においても公共的な役割を担う1セグメント単位で放送する事業者とダウンロードなど営利を目的としたマルチセグメントの事業者との間で不都合が生じることのないような「仕組み」を作る必要があり、制度整備ではプライマリーチャンネルに必要なセグメント（帯域）が十分に確保されることは勿論、インフラ整備でも過度の設備要求や複雑な課金・トランザクションシステムは、音声優先セグメントへ参入を希望する事業者への過度の負担となることから一律にハード会社に求めるべきでないと考えます。</p>

意見書

平成 23 年 1 月 31 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒990-8555  
山形県山形市旅籠町2-5-12  
山形放送株式会社  
代表取締役社長 園部 稔

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 放送対象地域	<p>放送対象地域を原則として県域とすることは、「災害時に最も頼りになる存在」であり「地域社会の発展を牽引し、多様性・多文化を支える役割を担う」べきV-Lowマルチメディア放送の主旨に合致し評価できる。</p>
2. 放送対象地域の受託事業者を一とすること	<p>複数の受託事業者を認めると一の事業者が利用できる帯域を狭め、事業機会の縮小、採算性の低下を招く懸念がある。また、効率的な連結送信というデジタル技術の観点からも受託事業者を一とすることは評価できる。</p> <p>但し、受託事業者を一とした場合、1社が独占的にハード事業を行うこととなるので、①委託放送事業者の参入条件の公平性②視聴者に基幹放送サービスを確実に届けるという公共的使命等が担保される必要があり、また、委託事業者に求める設備(帯域)使用料が適正な額になるような規制等が必要である。</p>
3. 受託国内放送の全国展開	<p>地域ごとの受託事業者とした場合、収益力の違いから整備の進展度合いに地域差がでる懸念がある。また、設備(帯域)使用料の考え方や付加サービスの能力などに地域差がでる懸念がある。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、「地域情報」「災害情報」を伝えるという公的使命を担った放送であり、採算性が劣る地域にも確実にインフラを整備するためには受託事業者を全国一者とする考え方が妥当である。</p> <p>また、全国民が普く利便を享受するにはインフラの整備とともにソフトの供給が重要であり、帯域使用料など委託事業者の費用負担にあたっては1セグメントを1人に届ける単価が等しくなるよう傾斜配分をするなどの方策が必要である。</p> <p>また、V-Lowマルチメディア放送は「災害情報」など公的使命を担う放送であり、全国規模のインフラ整備にあたっては国の支援を含む公的資金の導入が必要である。</p>

<p>4. 委託事業者による音声や音楽の放送</p>	<p>収益性では計れない「防災情報」「地域情報」の提供を確保するためには、ラジオ研究会報告にあるように「地域情報」「災害情報」を提供する「音声優先セグメント」の確保が必要である。現行のアナログラジオ放送は、災害情報や地域情報の提供など地域情報の担い手として公共的な役割を果たしている。このアナログラジオ事業者のコンテンツ力を活かすことが不可欠であり、V-Lowマルチメディア放送ではサイマル放送も含め「音声優先セグメント」に参入を希望するラジオ社すべてが放送できる帯域を確保すべきである。</p> <p>また、サイマル放送を実施することにより、既存のリスナーのV-Low 端末利用を促進するなど端末の普及にも大きく貢献すると考える。</p>
<p>5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性(認定セグメント単位について)</p>	<p>「音声優先セグメント」では、既存のラジオ事業者がサイマル放送を中心に参入することが想定され、サイマル放送に必要な帯域ごとの認定が相応しい。</p> <p>ラジオ研究会報告書にあるように「地域情報」「災害情報」など公的使命を担う「音声優先セグメント」は最大限に優先して確保されるべきであり、委託放送事業者のサービス内容を、V-Lowマルチメディア放送の使命である「地域情報」「災害情報」など、公的使命から吟味した上で、セグメント数の上限を設けることが望ましい。</p>
<p>6. 委託放送事業展開の為の共通事業基盤</p>	<p>EPGサービスや地域情報サービスなどを効率的に一括して運用する組織としての必要最小限のプラットフォームは場合によっては必要であり、その組織の規模やあり方等は今後の検討課題である。</p> <p>但し、受託事業者が提供するプラットフォーム機能は、すべての委託事業者に共通する最低限の機能に限定すべきで、受託事業者がすべてのプラットフォーム機能を独占的に提供することには反対である。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供</p>	<p>平成6年2月、山形県置賜地方の大雪で国道113号が全面ストップし、多くの車が立ち往生した災害で、弊社は発生直後から翌朝までラジオの特別番組を編成し、復旧状況や安全安心情報、注意事項などを放送、高い評価をいただいた。こうした地域向けの災害情報の提供はV-Low帯音声優先セグメントでもこれまで</p>

	<p>通り実施する予定で、こうした災害情報のノウハウはV-Lowでのサイマル放送にも十二分に生かされると考える。</p> <p>ラジオ研究会報告書で提言されている市町村レベルの詳細な災害情報発信を1社独自に行うことは不可能であり、研究会報告書で提言されているASPとの連携も有効な手段と考える。</p>
9. NHKの受託放送/委託放送への参入	<p>新しいメディアであるV-Low マルチメディア放送の普及・発展にとってNHKの参入は極めて重要であり、全国的なインフラの構築や放送サービスの多様性の確保、受信機の普及の観点からNHKの参入は不可欠である。</p>
10. 受託事業者の選定手続き	<p>オークション制度は受託事業者だけでなく、委託事業者も含めたV-Low全体の事業性に大きな影響を与える。基幹放送であるV-Lowマルチメディア放送は、「地域情報」「災害情報」の提供など強い公的使命を担っており、採算性のみが優先されるオークション制度は不適格であり、反対である。</p>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難視聴問題や送信設備更新問題を抱えるアナログラジオ事業者が将来、V-Low マルチメディア放送へ移行する可能性も考慮し、制度に反映すべきである。</li> <li>・V-Lowマルチメディア放送は、「地域情報」「災害情報」など強い公的使命を担っており、電波利用料では既存ラジオ並みの特性係数が適用されるべきである。</li> <li>・V-Low マルチメディア放送のマスメディア集中排除原則については、民放連が本年1月20日付けで総務大臣に提出した「緩和に関する要望」に沿って今後の制度整備を行い、既存民放事業者がV-Low マルチメディア放送に参入可能とするよう要望する。</li> </ul>

## 意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 380-8521

ながのしといごしょまち  
住所 長野市問御所町1200  
しんえつほうそう  
氏名 信越放送株式会社  
たこうあつお  
代表取締役 田幸 淳男

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることについて。</p>	<p>評価支持します。V-Lowマルチメディア放送は地域情報を担う地域密着メディアである。生活者の視点では県域・3ブロックが実感から最適。また現行のアナログ放送ともエリアの整合性が取れ混乱を防げる。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて。</p>	<p>基本的に支持</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>受託放送事業者を全国1者とする考え方を支持する。基幹放送であり地域情報を担うV-lowは、全国民に公平に放送サービスが送られることが肝要、事業採算性のみで切り捨てられる地域があってはならない。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>ラジオ研究会の(音声優先セグメント)の実現を望む。  地域情報・災害情報を担い、地域の多くの聴取者の信頼を得ている現状ラジオにとって、V-lowはデジタル化の移行先として最適であり、多くのラジオ聴取者の期待にも応えられる。アナログラジオのサイマル放送の実施で、視聴習慣のある聴取者がV-LOWに順次移行する。また1セグ端末実現により短期間の普及も見込める。  サイマル放送は事業者としても最少費用でサービスを開始できる。</p>

<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>音声優先セグメントでサイマル放送を想定しているが、法制面技術面で可能になれば将来的には多チャンネルサービスができる帯域も考慮したい。</p> <p>委託放送事業者の放送サービスで、地域情報・災害情報等公的サービスの実現を目指すとなると、1 の事業者が多数のセグメントを占有することは望ましくない。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>プラットフォームは利用者にとって必要性があるが、サービス内容が出そろった段階で費用対効果を委託事業者を交えて検討すべき。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>現状、災害・防災ライフライン情報を放送事業者の使命として対応しているが、V-lowのサイマルでもこれまで通り対応したい。地元行政・自治体等と大規模災害ラジオ放送協議会を設置し、ライフライン情報の適切な放送に努めている。データ放送でASP等新たな仕組みができればよりきめ細かな対応をしたい。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>V-LOW が早期に全国に普及するためにNHKの受委託放送業務への参入は必要。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について</p>	<p>公共的なサービスを担う地域情報提供メディアにとって事業性のみを追求されるオークション制は過大な負担となるため反対したい。</p>
<p>11. その他</p>	<p>難聴取問題や送信設備問題等を抱えるアナログラジオの移行先として考慮を願う。</p> <p>ラジオ事業の継続発展を考えるとマス排の緩和をV-LOWでも導入を希望する。</p>



## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 700-8580

(ふりがな)おかやましきたくまるのうち

住 所 岡山市北区丸の内2-1-3

(ふりがな)さんようほうそうかぶしきがいしゃ

氏 名 山陽放送株式会社

ふじわらたかあき

代表取締役社長 藤原隆昭

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

該当箇所	意見
1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として県域(三大都市圏のみブロック)とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域重視の性格から、放送対象地域を原則として県域(三大都市圏のみブロック)とすることに賛成いたします。</li> </ul>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定した運営、及び事業の採算性からも、放送対象地域内では、ひとつの受託放送事業者が実施することが望ましいと考えます。</li> </ul>
3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備主体としての受託放送事業者を全国1者とすべきか、ブロック/県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名阪以外の地域に確実にインフラ整備を進めるためにも、全国1者とすべきと考えます。格差のない公平な全国展開を望みます。</li> </ul>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送(サイマル放送と新規音声放送/端末普及等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存ラジオ放送が果たしている公共性は、マルチメディア放送においても継承されるべきと考えます。</li> <li>・ ラジオ研究会報告にもあります通り、「音声優先セグメント」の設置を強く要望します。</li> <li>・ サイマル放送を実施することにより、多くのリスナーの支持も得られ、端末普及に繋がると考えます。</li> </ul>
5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数のセグメントを利用するサービスだけでなく、「音声優先セグメント」についても、確かな帯域確保を望みたい。認定単位は、1セグメント単位より細かな単位とすることも必要と考えます。</li> </ul>
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ V-Lowの普及・発展には、NHKの参入が不可欠と考えます。</li> </ul>
10. 受託事業者の選定手続(周波数オークションの適否)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共性のある基幹放送であるV-Lowの性格から、採算性を重視する周波数オークションには、強く反対します。</li> </ul>

# 意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

郵便番号 020-8566  
住所 いわてけんもりおかしけちやう  
岩手県盛岡市志家町6-1  
氏名 かぶしきがいしゃあいびーしーいわてほうそう  
株式会社IBC岩手放送  
だいひやうとりしまりやくしやちやう あべまさき  
代表取締役社長 阿部正樹

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該 当 箇 所	意 見
■ハード・ソフトの双方に関する事項	
1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として 県域とすること（東名阪の 三大広域圏はブロックの み）への意見	支持します。 V-Lowでは、「地域密着」「地域の活性化」「きめ細かい地域の防災 情報」等を実現するための、地域情報と災害情報を放送する性格を受け持 つのがふさわしいと考えられるからです。
■ハードに関する事項	
2. 放送対象地域の受託事業者 を一とすること 放送対象地域内において （複数でなく）『一つの受託 事業者に免許を付与』する ことへの意見	支持します。 基幹放送とされるV-Lowマルチメディア放送の事業採算性や、効率 的な連結送信が可能であるデジタル技術の観点から考慮した場合、複数の 受託放送事業者を認めることで利用可能帯域が狭まり、事業機会の縮小や 採算性の低下につながる恐れがあるからです。 さらに、送信業務である放送の最終出口を担う事業者が1社であること で、長期に安定したハード事業を提供できる事業継続性、委託放送事業者 の参入条件の公平性確保が可能となること、視聴者に基幹放送サービスを 送り届ける公共的使命も担保できます。
3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備の主体としての 受託事業者を全国一者とす べきか（案の1）、それとも ブロック/県域ごとの一者 の参入を募り、全国的には 複数の受託事業者が併存す る事が有り得るようにすべ きか（案の2）	受託事業者を全国一者とする、案の1を支持します。 地域ごとの受託事業者とした場合、収益力の違いから整備の進捗に地域 差が生じる可能性、また各々の送信料や附加サービスの種類が相違するこ とで地域により委託事業者の参入条件が異なってしまう可能性があります。 これら进行を避ける意味でも、全国一者であれば、東名阪以外の地域にも 確実なインフラ整備が期待できます。 また、災害情報放送などの公的使命に注目した場合、全国規模のインフ ラ整備にあたっては、国の支援を含む公的資金の導入が必要と考えます。 一方で、委託事業者の負担をなるべく軽くする観点から、受託事業者の 設備はすべての委託事業者に必要なとすべき設備に限り、また委託事業者に 求める設備使用料も、適正な額となるよう規制が必要であると考えます。
■ソフトに関する事項	
4. 委託事業者による音声や音 楽の放送（サイマル放送と 新規音声/端末普及等）	「音声優先セグメント」の設置が必要です。 V-Low帯域を、現行ラジオの移行先として制度化することを踏ま え、「音声優先セグメント」は、参入を希望するラジオ全てが放送できる 帯域を確保すべきと考えます。 現行のラジオが災害放送や地域情報の提供など、公共的な役割を果たし ている一方で、「音声優先セグメント」によりサイマル放送も維持しつつ、 「優先セグメント」でこそ実現可能な、既存ラジオ社の持つノウハウを活 かした、新たな音声放送提供の可能性も秘めています。 V-Low帯域が現行ラジオの移行先であると位置づけるのであれば、 サイマル放送を実施可能とすることは最低限の必要条件です。近年クロ ーズアップされている、都市難聴や送信設備更新問題解決への有効な手段と なり得ます。 また、サイマル放送実施により、V-Low端末が現行ラジオのハイブ

	<p>リッド型と位置づけられ、買い替え需要等大きな普及の要因になることが期待できます。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性（認定のセグメント単位について）	<p>「音声優先セグメント」への既存ラジオ事業者参入を前提とすれば、「音声優先セグメント」で一つの音声放送チャンネル（サイマル放送）に必要な帯域ごとの認定が相応と考えます。</p> <p>地域情報、災害情報等公的使命と、V-Lowでの音声優先セグメントの設置は合致するものであり、ブロックでは11~13、県域では6~7という限られたセグメント数が予想される中、その帯域は最大限に優先して確保されるべきと考えます。</p>
6. 委託放送業務展開の為の共通事業基盤（プラットフォーム機能）	<p>「音声優先セグメント」での、当面アナログサイマル放送を中心とした音声放送を考えた場合、EPGサービス、ベースバンド接続サービス、地域サービスなどを効率的かつ一括して運用する組織としての、必要最低限のプラットフォームは、場合によっては必要と考えます。ただ、その組織規模、あり方等は今後の検討課題です。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供	<p>V-Low帯「音声優先セグメント」でのサイマル放送では、民放ラジオ事業者として、地域向けの災害情報の提供はこれまでどおり実施可能と考えます。</p> <p>既存ラジオ事業者が、これまで地域に密着して蓄積してきた、災害発生時等の緊急放送体制を含む災害情報のノウハウを、V-Lowでのサイマル放送にも十分に活かすことができます。</p> <p>さらに、「音声優先セグメント」から発せられる災害情報を、一人でも多くの国民に届くようにするためにも、1セグメント方式の簡単廉価な安心安全受信機を、自治体等とも協力して開発し配布することが、最も有効な方策であると考えます。</p> <p>一方で、市町村レベルでの詳細情報発信を1事業者独自で行うことには限界もあり、地元NHKとの協力体制の構築等も検討の必要があります。</p>
■その他	
9. NHKの受託放送/委託放送への参入	<p>地上放送やBS放送の普及、発展を先導してきたNHKの、受託国内放送及び委託放送業務への参入は、新しいメディアであるV-Lowマルチメディア放送の実現、普及、発展にとってきわめて重要と考えます。</p> <p>また、全国的なインフラ構築や放送サービスの多様性、様々な形態の受信機普及の可能性を想定した場合、NHKとの二元体制は不可欠です。</p>
10. 受託事業者の選定手続き（周波数オークション）	<p>受託事業者のみならず、V-Lowマルチメディア放送全体の事業性に大きく影響することを憂慮し、強く反対します。</p> <p>基幹放送と位置づけられるV-Lowには、地域情報、災害情報等の強い公的使命が課せられており、採算性のみが優先されるオークション制度は不相当であり、強く反対します。</p>
11. その他	<p>ラジオ事業者が要望している、「ラジオのマス排緩和」のV-Low制度への導入を希望します。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、地域情報、災害情報等の強い公的使命を帯びており、電波利用料においては既存ラジオ並みの特性係数が適用されることを希望します。</p>

# 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 920-8560

住所 いしかわけんかなざわしほんだまち 石川県金沢市本多町3-2-1

氏名 ほくりくほうそうかぶしがいしゃ 北陸放送株式会社

代表取締役社長 しろいし けいいち 白石 恵一

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

項 目	意 見
<p><b>1. 放送対象地域</b> 放送対象地域を原則として県域とすること（東名阪の三大広域圏はブロックのみ）への意見</p>	<p>基本的に評価する。地域密着型のメディアを目指すならば、県域免許を原則とするのが適当である。また、音声優先セグメントで現行アナログラジオのサイマル放送を取り込むことができれば、音質などの面で、これまでのアナログラジオの聴取者を取り込むだけでなく、新たな聴取層を開拓することができ、その普及が促進されると思う。但し、経済圏として隣接県と密接な地域もあり、放送対象地域は隣接県までを限度として、複数の放送対象地域を認めるべきである。特にAMラジオは電波の特性によって、これまでも隣接県に多くの聴取者がおり、現行アナログ放送のデジタルへの移行先として考えた場合、無視できない。</p>
<p><b>2. 放送対象地域の受託事業者を一つとすること</b> 放送対象地域内において（複数でなく）『一つの受託業者に免許を付与することへの意見</p>	<p>基本的に評価する。複数の事業者が別の方式で競合すると競争原理が働いても結果的には高コストになってしまう。</p>
<p><b>3. 受託国内放送の全国展開</b> ハード整備の主体としての受託事業者を全国一者とすべきか（案の1）、それともブロック／県域ごとに一者の参入を募り、全国的には複数の受託者が併存する事があり得るようにすべきか（案の2）</p>	<p>受託事業者は全国一者とする方が妥当である。但し、市場原理だけで受託事業者を選定すると、大都市圏のみの放送となってしまう、全国、特に半島、離島など過疎地域への拡大は難しい。一とした場合は、地域情報、災害情報などを伝える放送の公的な使命や受託事業者が必要としない過大投資を防ぐためにも何らかの方策が必要である。受託事業者へ委託事業者側がある程度出資するなどして、事業に関与できるようにすることも一つの方法であると思う。</p>
<p><b>4. 委託事業者による音声や音楽の放送</b> （サイマル放送と新規音声放送／端末普及等）</p>	<p>ラジオ研究会報告にもあるが、ハードの普及、聴取習慣を創出するためにも「音声優先セグメント」の設置が不可欠である。このため、V-low帯を現行アナログラジオのデジタル化の移行先として制度化すべきである。特にAM放送は大陸、朝鮮半島との混信、都市型雑音の混入などで媒体力が低下しているが、「rajiko」の反響にもあるように、デジタル化によって、また、データ放送等の付加サービスによって、地域情報を伝えるツールとして、再評価される可能性が大きい。マルチメディア放送が「無料放送」として普及していくならば、端末の買い替え需要を呼ぶ。課金型の放送を主体とするとCSの音声放送の失敗の二の舞になる恐れがある。</p>

<p><b>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性（認定のセグメント単位について）</b></p>	<p>「音声優先セグメント」はマルチメディア放送の普及の鍵を握ると思われる。このため、既存ラジオ事業者のラジオ事業のデジタルへの移行を念頭に置いた参入を優先させるべきである。その他の無料放送についても、新規参入の門戸を広げることで普及促進を図るべきである。コンテンツの多様性は普及の上でプラスになるが、最初から有料サービスが主体になれば、端末の普及も望めない。また、放送方式の混在は放送側にも端末側にもコスト高を産み、普及にとってマイナス要素になる。</p>
<p><b>6. 委託放送業務展開の為の共通基（プラットフォーム機能の考え方とプラットフォームへの受託（ハード）事業者が提供することの是非やその内容）</b></p>	<p>委託放送事業者の共通した需要があれば場合によって必要であるが、必ずしも必要とは思わない。</p>
<p><b>7. 委託放送事業者による災害情報の提供</b></p>	<p>地域のラジオ放送事業者として、これまでも地域災害情報については詳細に伝えており、ノウハウがある。「音声優先放送」のサイマル放送が認められればこれまでどおり実施できる。また、データ放送を活用すれば、これまで以上の対応ができる可能性がある。</p>
<p><b>8. NHKの受託放送／委託放送への参入</b></p>	<p>これまでの地上放送の普及・発展を先導してきたNHKの受託放送、委託放送への参入は不可欠である。放送サービスの多様性の面でも、民間放送とNHKの二元体制は必要だが、放送の方式を同一にして受託、委託双方の整備コストを抑えることも重要である。</p>
<p><b>9. 受託事業者の選定手続き（周波数オークション）</b></p>	<p>採算性のみが優先されるオークションは公的使命の大きい放送事業に馴染まない。V-low マルチメディア放送が基幹放送を目指すならば、広く普及することを優先に選定すべきである。</p>

<p><b>11. その他</b></p>	<p>難聴取問題や都市化によって送信設備が更新できないなどの物理的な問題を抱えるAMラジオについては、国際的な圧力によって将来帯域を明け渡す事態もありえる。こうしたことを総合的に解決するにはAMラジオの移行先はV-low帯しか考えられず、制度整備も含めて対応を求めたい。また、AMラジオだけではなく、FMラジオも急速に収益を下げてきており、現状のままでは地域情報、災害情報など住民の暮らしを支えてきたラジオそのものが国民のライフスタイルの中から消えてしまい、いざというときにライフラインの機能を果たさないことになってしまう。</p> <p>民放連が1月20日付で総務大臣に提出した「マスメディア集中排除の緩和に関する要望」に沿って、制度整備が進み、既存の民放事業者が携帯端末向けのサービスに参入可能とすることを強く要望する。</p>
-----------------------	--

意見書

平成 23年 2月 1日

総務省情報流通行政局

放送政策課 あて

郵便番号790 - 8510

住所 えひめけんまつやましほんまち  
愛媛県松山市本町 1 - 1 - 1

氏名 なんかいほうそうかぶしがいしゃ  
南海放送株式会社

代表取締役社長 かわだまさみち  
河田正道

「V - L o wマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1・ 受託国内放送及び委託 放送業務の放送対象地域 について p.1～2</p>	<p>放送対象地域を原則として「県域」とすることを評価いたします。V-Lowの根本的な性格及び役割は”地域密着に基づいた情報”と”地域内の経済的・文化的活性化”及び、”きめ細かい地域災害情報”の提供にあると思うからです。</p> <p>それは、当社が57年間。現アナログラジオにおいて、県域で実施してきた実績でもあります。それによって地元信頼されているものと考えます。</p> <p>ラジオ研究会の提言にあるとおり、V-Lowマルチメディア放送に”音声優先セグメント”を設定すべきであります。その上で、サイマル放送を実施することが地域に対して変わらぬ役割を担えることができると思います。</p>
<p>2・ 放送対象地域の受託事業者を一とすること</p>	<p>『ひとつの受託事業者に免許を付与』することを支持いたします。採算性の高い地域、低い地域が存</p>

<p>P.2</p>	<p>在するなかで全国にハード事業の拡充・発展を図らなければならないのですから、長期に継続・安定した事業提供の為には一社が最善の選択と考えます。</p> <p>1社にすべきであると申し上げましたが、その場合、委託放送事業者に対する参入条件の公平性は担保されるべきですし、委託事業者からみて必要ではない設備をもつことには、委託事業者の負担が増大する恐れがあります。</p> <p>受託事業者の設備については、すべての事業者が必要とすべき設備に限るべきであると思います。</p>
<p>3.受託国内放送の全国展開</p> <p>P.3</p>	<p>受託事業者を全国1者とする考えが妥当と考えます。地域ごとの受託事業者とした場合、その収益か設備投資額の違いから少しでも早く全国展開すべき事業の進展に地域差がでることになります。</p> <p>又、独占事業となる受託事業者は、新しく誕生するメディアを一人でも多くの国民＝聴取者に、い</p>

	<p>ち早くサービス提供するという公的使命を担保すべきであること。</p> <p>さらに、設定されるであろう「帯域使用料」については、適性金額になるようある程度の規制が必要ではないかとも考えます。</p> <p>一方で、「災害情報」など公的使命をもった新メディアが、全国規模のインフラ整備をするのですから、公的資金の導入検討はあってしかるべきと考えます。</p>
<p>4・ 委託事業者による音声 や音楽の放送 P3  (サイマル放送と新規音声 放送/端末普及等)</p>	<p>前述しましたが、ラジオ研究会報告にあるように、「音声優先セグメント」の設置は必要です。</p> <p>同時に、V-Low帯域を現行アナログラジオの移行先として制度化する必要もあると考えます。</p> <p>又、繰り返し述べますが、サイマル放送に代表される既存のラジオ事業者こそが、「地域情報」「災害情報」など、V-Lowの基本理念である公的使命を全うできる存在であると自負しております。</p>

ラジオの営業環境の厳しさの背景として、アナログラジオのコンテンツの魅力低下とか、新規番組への制作努力が欠けているからではないか、という意見が一部にありましたがそれは間違いです。

当社も、昨年12月からIPサイマルラジオの実験放送(いわばローカル版・独自Radiko)を実施していますが、聴取者から大きな反響と評価をいただいています。音声放送自体に限界がきたのではありません。メディアとしての衣替えが必要な時代になったのです。ですから当社としては、IPサイマルラジオの実験を総括しながら、今後始まるV-Low帯の中で、音声放送の充実と新たな番組提案も考えていきたいと思えます。

又、音声優先セグメントで、サイマル放送を実施することにより、新規端末の買い替え需要や、端末普及について、そのスピードに加速がつくものと思えます。

<p>5.ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性 (認定のセグメント単位について) p3~4.</p>	<p>音声優先セグメントの帯域における委託放送事業者のサービス内容は、ビジネス優先ではなく、まず公的使命であると考えます。でありますので、セグメント数の上限を設ける事が望ましいと思います。</p> <p>我々が事業参入しようとしているV-Low帯の県域セグメントは、6~7だと想定されています。そうした限られたセグメントの中では1セグメント方式、或はそれ以下の帯域を利用した音声放送が、あらゆる面で合理性があるものと思います。</p>
<p>7.委託放送事業者による災害情報の提供 P5</p>	<p>民放ラジオ事業者として、新しい音声優先セグメントのサイマル放送においても、地域向けの災害情報の提供はこれまでどおり実施していきたい。</p> <p>報道対応力、情報収集力、弾力的な編成によって災害情報放送を実施し、培ってきた実績と最善のノウハウを、地域住民の安心安全のために今後も生かしていきたいと思います。</p>

	<p>又、音声優先セグメントから発する災害情報を一人でも多くの国民に届けるために、1セグメント方式の安価な「安心安全受信機」を自治体などと協力して配布するという方策もあるのではないかと思います。</p> <p>又、同時にラジオ研究会報告にあるように、ASP(Application Service Provider)との連携も必要な手段であると考えます。</p>
<p>9.NHKの受託国内放送/委託放送業務の参入</p> <p>P6</p>	<p>過去の地上放送やBS放送など「基幹放送」の立ち上げには必ず主導的な役割を果たしてきたNHKは、この新しいメディアであるV-Lowマルチメディア放送の実現・普及・発展にとっても極めて重要な立場にあり、公共放送としての責任もあると考えます。 NHKのV-Low参入は、国民の理解、支持を得られるはずです。</p> <p>その上でNHKとの二元体制は不可欠であると思います。</p>

<p>10. 受託放送事業者の選 定手続き(周波数オー クシヨン)</p> <p>P6~7</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の受託事業者の選定 手続きに、いわゆる「周波数オークシヨン制度」を 導入することに強く反対します。災害情報など安心 安全の為の公的使命を帯びた事業者選定にあたり、 落札金額の大小を尺度とすることは極めて不適切 であります。</p>
<p>11. その他</p> <p>◇マスメディア集中排除原 則の緩和要望 P7</p> <p>◇ アナログラジオの今後 について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送において、サイマル 放送などを提供するための”音声優先セグメント” の設定は必須であるが、V-Lowがスタートするタイ ミングとあわせて、マス排の緩和についての制度整 備を前向きにご検討いただきたい。</p> <p>英国ラジオ界のように、アナログラジオを完全 にデジタルにスイッチオーバーするような具体 的な可能性も含めて、ラジオの将来的な見通し についての前向きな検討をはじめていただきた</p>

<p>◇ 電波使用料について</p>	<p>い。</p> <p>我が社は、アナログ設備の更新やラジオ送信所の移設計画などを抱えながらも、V-Lowに参入を希望している。今後の経営計画、事業設計のためにも、アナログラジオ本体の将来像を明確にしていきたい。それは一方では、端末の普及などにも影響を与えると思う。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、地域情報・災害情報など強い公的使命を帯びている。電波利用料において既存ラジオ並みの特性係数が適用されるべきと考える。</p> <p>以上</p>
--------------------	--

該当箇所	意見
<p>1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として県域とすること（東名阪の三大広域圏はブロックのみ）への意見</p>	<p>◎ “評価”、“支持”する。</p> <p>「地域密着」「地域の活性化」「きめの細かい地域の防災情報」をサービスするためには県域放送が妥当と考える。</p> <p>しかし、ブロックでの放送や隣接する県間などではそれぞれの事情に応じた放送地域の設定も可能となるようなハイブリッドな考え方も必要と考える。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託事業者を一とすること 放送対象地域内において（複数でなく）『一つの受託事業者に免許を付与』することへの意見</p>	<p>◎ “評価”、“支持”する。</p> <p>基幹放送とされるV-Lowマルチメディア放送の受託事業者は、事業の継続性が必要であり、複数の受託放送事業者間の競争などになじまない。むしろ、安定した事業採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から、放送対象地域の受託事業者を一とすることで、委託事業者に同一のサービスを安定的に提供できると考える。</p> <p>一方で、委託放送事業者に対して参入条件の公平性が担保されるような制度上の規律も必要である。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備の主体としての受託事業者を全国1者とすべきか（案の1）、それともブロック／県域ごと一者の参入を募り、全国的には複数の受託事業者が併存する事があり得るようにすべきか（案の2）</p>	<p>◎受託事業者を全国1者とする考え方が妥当と考える。</p> <p>放送対象地域は、県域又はブロックが基本ではあるが、受託事業はV-Lowマルチメディア放送の根幹となる基本サービスであるため、全国1者とするこで、長期安定したハード事業の継続を望む。</p> <p>仮に地域ごとの受託事業者とした場合は、送信料の考え方や付加サービスの能力など地域によって委託事業者の参入条件が異なることや、その収益力の違いから整備の進展度合いに地域差が生じることも考えられる。</p> <p>反面、送信業務という最終出口を担う事業者が1社で独占事業とならないような規制も必要と考える。</p> <p>受託事業者は、委託放送事業者に対する条件（サービス内容／技術方式等）の公平性を守り、一人でも多くの視聴者に基幹放送サービスを送り届けるという公共的使命を担保できるものでなければならない。</p> <p>また、委託事業者に求める設備使用料が適正な額となるよう規制等も必要と考える。</p> <p>“災害情報”など公的な使命を果たすために全国規模のインフラ整備が必要となる場合は、委託事業者の負担が増大しないよう、国の支援を含む公的資金の導入が必要</p>

<p>4. 委託事業者による音声や音楽の放送（サイマル放送と新規音声放送／端末普及等）</p>	<p>である。</p> <p>◎（ラジオ研究会報告にある）「音声優先セグメント」設置が是非とも必要である。</p> <p>これまで、ラジオは、災害情報や地域情報の提供など、それぞれの地域で社会的な役割を果たしてきた。</p> <p>今後はアナログラジオのサイマル放送が、引き続き防災情報などの公共性の強い役割を果たし、V-Lowの公的使命の担い手となる。</p> <p>そのためV-Low帯域を現行ラジオの移行先として制度化し、「音声優先セグメント」を保障することで、参入を希望するラジオ社全てが安心して公的責任を果たせるようすべきである。</p> <p>今のアナログラジオ事業の課題は、都市騒音やビルの増加に伴う受信環境の悪化で視聴機会が低下していることである。サイマル放送はこれらの解決への有効な手段となる。さらにV-Low端末が現行ラジオのハイブリッド型と位置づけられ、さらには、現行ラジオの移行先として位置づけられことにより、買い替え需要等大きな普及の要因ともなり、端末普及を加速する効果が期待できる。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性（認定のセグメント単位について）</p>	<p>◎既存ラジオ事業者は、「音声優先セグメント」に対しては、サイマル放送を中心に据え自らのラジオ事業の移行を念頭に入れた参入となる。</p> <p>「音声優先セグメント」の基本の認定単位は、「音声優先セグメント」でのサイマル放送に必要な帯域ごとの認定とすることが相応しい。</p> <p>しかし、複数チャンネルへの参入、または、プラットフォーム型の参入方式も考えられるので、束ねて使用することも可能とすべきと考える。</p> <p>「音声優先セグメント」=V-Lowの性格は、“地域情報”“災害情報”など、公的使命と合致することから、ブロックでは11～13、県域では6～7という限られたセグメントの中、その帯域は最大限に優先して確保されるべきである。</p>
<p>6. 委託放送業務展開の為の共通事業基盤（プラットフォーム機能の考え方とプラットフォームを受託（ハード）事業者が提供することの是非やその機能の内容）</p>	<p>◎「音声優先セグメント」でのアナログサイマル放送を中心とした音声放送を考えるならば、場合によってはEPGサービス、ベースバンド接続サービス、地域サービスなどを効率的に一括して運用する組織としての必要最低限のプラットフォームは必要である。ただ、その組織の規模、在り方等は今後の検討課題である。</p> <p>委託事業者が参入する際、送信条件として共通に設備しサービスする機能は、受託（ハード）事業者がプラットフォーム機能として提供することで、初期費用を削減</p>

	<p>し、サービスの向上に向けられるべきと考える。</p> <p>また、番組送出のために必要な共通機能は、委託事業者のプラットフォーム機能に併せ持たせることができるようにする制度化も必要である。</p> <p>ただし、V-Low帯での有料放送等の多彩なサービスを考慮すれば、受託事業者が提供するプラットフォーム機能は、すべての委託事業者に共通する必要最低限となる機能に限定すべきで、すべてを独占的に提供するべきではないと考える。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供必要な災害情報が多くの国民に届くための方策と、実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性など</p>	<p>◎民放ラジオ事業者としては、地域向けの災害情報の提供は社会的使命であり当然これまでどおり実施する。</p> <p>その際、地域に密着してきた既存ラジオ事業者がこれまで蓄積してきた災害発生時の緊急放送など、災害情報発信のノウハウは、V-Lowでのサイマル放送にも十二分に活かされると信じる。</p> <p>また音声優先セグメントを使った災害情報を一人でも多数の国民に届ける為に、1セグメント方式の簡単廉価な安心安全受信機を自治体等と協力して開発し配布することができればより有効な方策となる。</p> <p>しかし県域をさらに細分化した市町村レベルの詳細情報発信を1社独自で行うことには限界があり、ラジオ研究会報告書で提言されているASPとの連携も有効な手段と考える。また全国規模のインフラ整備が必要となる場合は、国の支援を含む公的資金の導入が必要である。</p>
<p>8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平</p>	
<p>9. NHKの受託放送/委託放送への参入</p>	<p>◎NHKは、これまで地上放送やBS放送の普及・発展を先導してきた。今回もNHKが受託国内放送及び委託放送業務に参入し先導的な役割を果たすことは、新しいメディアであるV-Lowマルチメディア放送の実現・普及・発展にとって、重要なファクターでありと考える。</p> <p>また短期間での全国的なインフラの構築、放送サービスの多様化、様々な形態の受信機の普及を考えたときにも、NHKの参入は必要不可欠である。</p>
<p>10. 受託事業者の選定手続き(周波数オークション)</p>	<p>◎基幹放送であるV-Lowマルチメディア放送は、“地域情報” “災害情報” など、強い公的使命が求められるものであり、採算性のみが優先されるオークション制度は不相当で、強く反対する。</p> <p>また、受託事業者のみならず、V-Low全体の事業性に大きく影響し、強いては、サービスの低下を招きかねない危険性がある。</p>

11. その他	<p>◎難聴取問題などを抱えるアナログ中波ラジオ事業の移行先として、V-Lowマルチメディア放送を捉えた上で具体的な可能性を制度に反映すべき。</p> <p>◎民放連が本年1月20日付で総務大臣に提出した、「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」に沿って今後の制度整備を行い、既存民放事業者は携帯端末向けマルチメディア放送への参入が可能となるよう希望する。</p> <p>◎V-Lowマルチメディア放送は“地域情報”“災害情報”など強い公的使命があり、電波利用料においては、既存ラジオ並みの特性係数が適用されるべきと考える。</p>

# 意見書

2011年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課

御中

〒422-8033

静岡県静岡市駿河区登呂 3-1-1

静岡放送株式会社

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」について、  
別紙のとおり、意見を提出します。

2011年2月1日

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組についての意見公募」  
に対する意見

1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について

放送対象地域を原則として県域とし、三大広域圏だけはブロックとすることを評価する。V-Lowマルチメディア放送が地域情報及び災害情報を担う放送であることから、地域性を考慮した原則県域を評価する。

2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて

放送対象地域の受託放送事業者を一とすることを評価する。一の放送対象地域に複数の受託放送事業者が事業を展開すれば事業採算性が厳しくなり、V-Lowマルチメディア放送全体に影響が及ぶ懸念を持つ。従って受託放送事業者を一とするべきである。しかし一方で、事業者が一社独占となることで委託放送事業者の参入条件の公平性が損なわれないことを担保するべきである。また、V-Lowマルチメディア放送の公共性が一社独占により損なわれないためにも受託放送事業者を第三セクター的な組織とすることも視野に入れるべきと考える。

3. 受託国内放送の全国展開について

受託放送事業者を全国一者とするべきである。受託放送事業者が地域ごとに展開すれば、大都市圏と他地域の収益力に大きな差が生じて、事業採算性における地域間格差が広がる可能性があり、V-Lowマルチメディア放送全体に影響が及ぶ懸念を持つ。

#### 4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について

ラジオ研究会報告にあった「音声優先セグメント」を設置することが必要と考える。現アナログラジオは地域情報や災害情報を提供することで地域に密着した公共的な役割を果たしている。この重要な役割を果たしている現アナログラジオの移行先としてV-L o w帯を明確に位置づけることは、V-L o wマルチメディア放送の「地域情報」と「災害情報」を担うという使命と合致する。また、多数の聴取者を持つ現アナログラジオのサイマル放送用の帯域を制度として確保することは、受信機の普及の観点からも望ましい。

#### 5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について

認定については、「音声優先セグメント」の一つの音声チャンネルに必要な帯域ごとに認定するべきである。具体的には、1 / 5セグメント程度という1セグメント以下の細分化された帯域にも認定するべきと考える。これにより現アナログラジオのV-L o w帯への移行がスムーズに行われ、現アナログラジオが担っている地域に密着した公共的役割が担保できると考える。また、「地域情報」「災害情報」という公共的使命を果たすためには広い帯域を一者の委託事業者に割り当てることは望ましくなく、認定するセグメント数の上限を設けることが必要と考える。

#### 6. 委託放送事業者業務展開のための共通事業基盤について

受託事業者がプラットフォーム機能を委託事業者に提供することは、経済合理性から考えて必要最低限の形態で認めるべきである。但し、そのプラットフォームのあり方が独占的となり委託事業者の独立性が損なわれることでV-L o wマルチメディア放送の公共性にまで影響が出ないような規模・機能に限定すべきである。

#### 7. 委託放送事業者による災害情報の提供について

現アナログラジオはこれまでも地域に密着した情報を提供して公共性・地域性を担ってきた。特に災害発生時には、地域に根ざしたきめ細やかな情報提

供をしてきた実績を持ち、V-Low帯のサイマル放送にも十分活用されると考  
える。但し、市町村単位の詳細情報を一社だけで担うことは限界があるため、  
今後検討を重ねる必要がある。

#### 8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について

※特になし。

#### 9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について

V-Lowマルチメディア放送の普及・発展にはNHKの受託国内放送及び  
委託放送業務への参入が不可欠と考える。NHKが全国にインフラを所有して  
いるというハード面と地域に密着した情報収集能力の高さというソフト面の両  
面から考えても、V-Lowマルチメディア放送の成功にはNHKの参入が必須  
である。

#### 10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について

V-Lowマルチメディア放送の役割は地域情報・災害情報を担う公共性の  
高いものである。その選定にオークション制度が導入されることによって、採  
算性が最優先され公共的役割が損なわれる可能性が高く、オークション制度導  
入に対して強く反対する。

#### 11. その他

ラジオ放送事業者がV-Lowマルチメディア放送に参入する際に「マスメ  
ディア集中排除原則」の規制対象にならないように規制の緩和を要望する。

電波利用料については、V-Lowマルチメディア放送の公共性を鑑み、現  
在のラジオ同様に特定係数をかけた額とすべきである。

以上

意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号	400-8525
(ふりがな)	やまなしけんこうふしきたぐち
住 所	山梨県甲府市北口 2-6-10
(ふりがな)	かぶしきがいしゃやまなしほうそう
氏 名	株式会社 山梨放送
	のぐちえいいち
	代表取締役社長 野口 英一

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 放送対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Low は地域密着メディアであり、地域の活性化及びきめ細かい防災情報の提供の点から、原則として県域とすることに賛成いたします。</li> </ul>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた周波数帯域に複数の受託事業者が参入して、それぞれにインフラ投資を進めると2重の投資になります。周波数有効利用の観点からも、放送対象地域の受託事業者を一とすることが望ましいと考えます。</li> </ul>
3. 受託国内放送の全国展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの受託事業者とした場合、収益力の違いから整備の進展に地域差が生じたり、送信料等の考え方の違いから地域によって委託事業者の参入条件が異なったりすることは避けるべきで、受託事業者は全国一者とすることが適当と考えます。</li> </ul>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログラジオ放送はこれまでも地域情報・災害情報等の提供などの役割を十分に果たして来ました。V-Low 帯域を現行ラジオの移行先として、「音声優先セグメント」の帯域を確保し継承されるべきと考えます。</li> <li>・サイマル放送を実施することにより、V-Low 端末が現行ラジオのハイブリッド型として位置づけられ、大きな普及の要因になると考えられます。</li> </ul>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「音声優先セグメント」で一つの音声放送チャンネルに必要な帯域ごとの認定が相応しいと考えます。</li> </ul>
6. 委託放送業務展開の為に共通事業基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EPG サービス、ベースバンド接続サービス、地域サービスなどを効率的に一括して運用する組織としての最低限のプラットフォームは場合によっては必要と考えます。</li> </ul>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民放ラジオ事業者として地域向けの災害情報は、安心報道の基本姿勢のもと「人の声で伝える情報」としてこれまでどおり実施と考えます。</li> <li>・災害情報を一人でも多数の国民に届く為にも1セグメント方式の簡単廉価な端末が普及することが必要と考えます。</li> </ul>

8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平	
9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的なインフラの構築や放送サービスの多様性、様々な形態の受信機の普及の観点から参入は不可欠と考えます。</li> </ul>
10. 受託事業者の選定手続 (周波数オークションの適否)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹放送である V-Low 放送の公共性から、採算性のみが優先されるオークション制度は不相当と考えます。</li> </ul>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>

意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号	460-8405
(ふりがな)	なごやしなかくしんさかえ
住所	名古屋市中区新栄1-2-8
(ふりがな)	ちゅうぶにつぼんほうそうかぶしがいしゃ けいえいかんりそうきょく けいえいせんりやくせんたー まき しんご
氏名	中部日本放送株式会社 経営管理総局 経営戦略センター 牧 真吾

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	放送対象地域を原則として県域とし、三大広域圏だけはブロックとすることを評価する。V-Lowマルチメディア放送が地域情報及び災害情報を担う放送であることから、地域性を考慮した原則県域を評価する。但し、三大広域圏はブロックが生活圏の単位として成立しているためブロック単位が適当と考える。また、サイマル放送を前提とするならば、現アナログラジオの放送地域との整合性からも三大広域圏はブロック単位とするべきである。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	放送対象地域の受託放送事業者を一とすることを評価する。一の放送対象地域に複数の受託放送事業者が事業を展開すれば事業採算性が厳しくなり、V-Lowマルチメディア放送全体に影響が及ぶ懸念を持つ。従って受託放送事業者を一とすべきである。 しかし一方で、事業者が一社独占となることで委託放送事業者の参入条件の公平性が損なわれないことを担保するべきである。また、V-Lowマルチメディア放送の公共性が一社独占により損なわれないためにも受託放送事業者を第三セクター的な組織とすることも視野に入れるべきと考える。
3. 受託国内放送の全国展開について	受託放送事業者を全国一者とすべきである。受託放送事業者が地域ごとに展開すれば、大都市圏と他地域の収益力に大きな差が生じて、事業採算性における地域間格差が広がる可能性があり、V-Lowマルチメディア放送全体に影響が及ぶ懸念を持つ。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	ラジオ研究会報告にあった「音声優先セグメント」を設置することが必要と考える。現アナログラジオは地域情報や災害情報を提供することで地域に密着した公共的な役割を果たしている。この重要な役割を果たしている現アナログラジオの移行先としてV-Low帯を明確に位置づけることは、V-Lowマルチメディア放送の「地域情報」と「災害情報」を

	<p>担うという使命と合致する。また、多数の聴取者を持つ現アナログラジオのサイマル放送用の帯域を制度として確保することは、受信機の普及の観点からも望ましい。</p>
<p>5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について</p>	<p>認定については、「音声優先セグメント」の一つの音声チャンネルに必要な帯域ごとに認定するべきである。具体的には、1/5セグメント程度という1セグメント以下の細分化された帯域にも認定するべきと考える。これにより現アナログラジオのV-Low帯への移行がスムーズに行われ、現アナログラジオが担っている地域に密着した公共的役割が担保できると考える。また、公共的使命である「地域情報」「災害情報」の多様性を確保するためには、広い帯域を一者の委託事業者に割り当てることは望ましくなく、認定するセグメント数の上限を設けることが必要と考える。</p>
<p>6. 委託放送事業者業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>受託事業者がプラットフォーム機能を委託事業者に提供することは、経済合理性から考えて必要最低限の形態で認めるべきである。但し、そのプラットフォームのあり方が独占的となり委託事業者の独立性が損なわれることでV-Lowマルチメディア放送の公共性にまで影響が出ないような規模・機能に限定すべきである。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>現アナログラジオはこれまでも地域に密着した情報を提供して公共性・地域性を担ってきた。特に災害発生時には、地域に根ざしたきめ細やかな情報提供をしてきた実績を持ち、V-Low帯のサイマル放送にも十分活用されると考える。但し、市町村単位の詳細情報を一社だけで担うことは限界があるため、今後検討を重ねる必要がある。</p>
<p>8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>特になし。</p>

<p>9.NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の普及・発展にはNHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入が不可欠と考える。NHKが全国にインフラを所有しているというハード面と地域に密着した情報収集能力の高さというソフト面の両面から考えても、V-Lowマルチメディア放送の成功にはNHKの参入が必須である。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の役割は地域情報・災害情報を担う公共性の高いものである。その選定にオークション制度が導入されることによって、採算性が最優先され公共的役割が損なわれる可能性が高く、オークション制度導入に対して強く反対する。</p>
<p>11. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ放送事業者がV-Lowマルチメディア放送に参入する際に「マスメディア集中排除原則」の規制対象にならないように規制の緩和を要望する。</li> <li>・電波利用料については、V-Lowマルチメディア放送の公共性を鑑み、現在のラジオ同様に特定係数かけた額とすべきである。</li> </ul>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 930-8585

住所 とやまけん とやま しゅうじままち  
富山県富山市牛島町10-18  
氏名 きたにほんほうそうかぶしがいしゃ  
北日本放送株式会社

代表取締役社長

よこやま てつお  
横山 哲夫

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 放送対象地域	<p>・地域メディアとしての特性が十分に発揮できるよう「原則として県域（関東・中京・近畿は広域ブロック）」とすることに賛成します。複数の都道府県を対象にしたブロックは現状では生活実態に合わず時期尚早だと思います。</p>
2. 受託放送事業者を一つとすること	<p>・事業採算性や、連結送信が可能というデジタル技術の利点を十分に生かすために、一つの受託放送事業者に免許を付与することが適当だと思います。但し独占事業の弊害が現れないように、委託放送事業に対する参入条件の公平性や、受託費用の透明性が担保されるような何らかの仕組みが必要だと思います。</p>
3. 受託国内放送の全国展開	<p>・受託放送事業者を全国で1者とすることが妥当と考えます。地方部は三大広域圏など大都市部に比べて事業採算性が低いと見込まれますが、それだからこそ地域メディアたる V-Low は各地域においてその役割を果たすことが出来るように、受託放送事業者を全国1者として、全国に広く展開できるような仕組みが必要だと思います。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送	<p>・ラジオという音声放送の優れた特性と役割は今後のデジタル放送においても確保されるべきであり、とりわけ V-Low において音声放送は基本になると考えます。それを実現するため、研究会報告書にある「音声優先セグメント」を設置し、既存ラジオ事業者による「ラジオサイマル」が行えるような仕組みを整えることが必要だと思います。また参入を希望するラジオ社全てが放送出来るように十分な帯域を確保すべきだと思います。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性	<p>・音声放送の特性と役割を確保するための「音声優先セグメント」はサイマル放送が主体であり、アナログラジオ事業と一体化が現実的で重要と考えます。従って委託放送事業者の認定に当たってはセグメント単位に拘らず、音声放送チャンネルに必要な帯域ごとの認定が相応しいと考えます。今回そうした場合に「委託放送事業者が別々に設備を設置・管理すると効率が悪くなるおそれがある」との見方がありますが、機器の構成次第であり、制度整備に当たっての重要な要素ではないと考えます。</p>

6. 委託放送事業展開のための共通事業基盤	<p>・EPG サービス程度の必要最小限の機能を、受託放送事業者が委託放送事業者に提供することは合理的であるが、その機能は全ての委託事業者に共通する最低限の機能に限定すべきと考えます。但しそれは受託事業者と委託事業者間の協議によるべきで、制度枠組みによる必要はないと思います。</p>
7. 災害情報の提供	<p>・既存ラジオ事業者はこれまでも災害情報を提供してきました。実際、災害時には地域住民に様々な情報を届け重要な役割を果たしてきました。そうした既存ラジオ事業者の災害情報に関する実績とノウハウを V-Low でのサイマル放送に活用することが優先されるべきと考えます。音声による災害情報のさらなる充実や V-Low の特性を生かしたデータ等による災害情報の提供について、自治体等と協力した公的機能を設けることも有効な手段と考えます。</p>
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平	<p>特になし</p>
9. NHK の参入について	<p>・新しいメディアである V-Low を実現・普及・発展させていくため、NHK の参入は必要であると考えます。</p>
10. 受託事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	<p>・V-Low の地域メディアとしての役割や災害情報提供への期待など、その公共的な役割を発展させていくためには、採算性が優先される周波数オークション制度は社会全体にとって不適當であると考えます。</p>
11. その他	<p>・当社はこれまで VHF1ch でテレビ放送を行ってきましたが、夏場のスポラディック E 層伝播による中国・韓国の FM 波による混信障害が長年継続して発生していました。障害がひどい時には場所によってはテレビが全く観られない状態になります。この障害は特に中国・韓国の大電力 FM 局が使用している特定の周波数において顕著ですので、今後 V-Low においては、特定の委託放送事業者にそのような障害が出るのではないかと懸念しています。その場合には周波数を変えて救済するなど、何らかの工夫が必要であると考えます。制度整備を検討するに当たり、その役割を受託放送事業者に持たせることが望ましいと思います。</p>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課御中

〒810-8571

住所 ふくおかけんふくおかしちゅうおうくながはま  
福岡県福岡市中央区長浜1-1-1

氏名 きゅうしゅうあさひほうそうかぶしがいしゃ  
九州朝日放送株式会社

代表取締役社長 たけうち けんじ  
武内 健二

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>当社が位置する九州地区をはじめ、既存のラジオ事業者は、放送対象地域を県域として、地域に密着した情報、地域に起こった災害情報の提供に努め、放送対象地域ごとに特色のある放送を行って参りました。今後、V-Lowマルチメディア放送でも、既存のラジオ事業者は、引き続き、「基幹放送」として、きめの細かい地域情報の提供を機軸とします。従って、基幹放送として、更なる役割を期待されているV-Lowマルチメディア放送において、放送対象地域を県域と定めることについて大いに賛同します。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>狭い帯域幅の有効利用と厳しい事業採算性を考慮すると、放送対象地域の受託放送事業者を一とすることが適切と考えます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>「アナログ放送からデジタル放送へ速やかに完全移行する」というのが、当社の従前からの基本的な考え方です。その前提として、V-Lowマルチメディア放送が、どの地方にも欠けることなく全国に展開されることが必要と考えます。そして、この前提は、先に述べた、豊富な地域情報、及び災害情報を提供するV-Lowマルチメディア放送の公的使命を果たすための条件ともいえるべきものです。</p> <p>また、地域ブロック或いは県域ごとに受託放送事業者を認定しますと、都市部に比べて事業採算性が低いと見込まれる地方において、事業の展開が進まない、或いは事業者が撤退してしまう懸念が拭えません。</p> <p>従って、V-Lowマルチメディア放送が普及し、アナログ放送の受け皿として機能するには、受託放送事業者は全国で1社にすべきと考えます。</p> <p>ただし、受託放送事業が1社独占となることから、委託放送事業者の参入条件については、公平性が確保されるような制度設計を望みます。また、委託放送事業者が受託放送事業者に設備使用料として支払う料金は、透明性を確保するため、料金体系を整備し、受託放送事業者が恣意的に変更できないような仕組みを、法的に担保すべきと考えます。</p>

<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>現在のラジオ放送、特に中波放送は、災害情報や地域情報提供のメインプレーヤーでありながら、ビル・マンション屋内での難聴取やコンピュータ雑音による影響等を受け、聴取者のラジオ離れと広告市場の規模縮小に歯止めをかけることができない状況となっております。しかし、IPサイマルラジオにおける大きな反響に見られますように、ラジオコンテンツそのものに魅力が失われてしまったという訳ではありません。ラジオに対する国民の信頼と期待は、引き続き大きいものと確信しております。</p> <p>災害情報や地域情報の提供において、V-Lowマルチメディア放送が真に国民に愛され信頼されるメディアとなるためには、既存ラジオ事業者が持つノウハウを生かした音声放送、つまり現行ラジオのサイマル放送を行うことによって難聴取を解消することが、1つの最適解であると考えます。</p> <p>従って、既存のラジオ事業者に対し、災害情報や地域情報の提供を条件に、音声放送を行うためのセグメントを優先的に割り当てるべきと考えます。</p> <p>また、端末の普及につきましては、サイマル放送の実施は、現行ラジオのハイブリッド型と位置づけられ、新しい端末への買い替え需要によって、普及の大きな要因になると考えます。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>できるだけ多くの事業者が、V-Lowマルチメディア放送の委託放送事業に参画できるよう、一の委託放送事業者が認定を受けられる帯域は最大3セグメントまでとすべきと考えます。</p> <p>また、音声放送を行うための優先セグメントに参画する事業者に対しては、高い公共性が求められることから、音声放送が可能な帯域である0.2セグメント単位での委託事業者認定を認めるべきと考えます。</p> <p>併せて、既存ラジオ事業者自らが、認定を受けられるよう、マスコミ集中排除原則の緩和を求めます。</p>

<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>受託放送事業者が委託放送事業者にプラットフォーム機能を提供することに対し、特段の異論はありません。受託、委託どちらの事業者が提供してもよいと考えます。ただし、受託放送事業者がプラットフォーム機能を備えた場合は、その機能を使用するか否かは委託放送事業者の任意にすべきと考えます。</p> <p>つまり、委託放送事業者が受託放送事業者に設備使用料として支払う料金は、透明性を確保するため、プラットフォーム各機能の使用実態に応じた料金体系とするべきであり、これらの機能を使用しない委託放送事業者が料金面において不利益を被らない制度の枠組みであるべきと考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>民放ラジオ事業者は、災害情報提供の担い手として、ラジオ放送開始当初より地域に貢献して参りました。当社は、ラジオ、テレビ兼営局であり、大地震など地域の緊急時に、地域の住民に対して、ラジオ、テレビ、モバイル、ホームページを使って、まさに、あまねく情報を伝えるノウハウを既に構築しております。</p> <p>高い公共性が期待されるV-Lowマルチメディア放送においても、災害時の緊急放送体制のノウハウを生かし、地域のきめ細かい災害情報の提供に努めて参る所存です。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送では、従前の人の声による情報伝達に加え、デジタル放送ならではのデータによる情報提供が可能です。緊急地震速報のように、情報の内容によっては人の声よりも迅速な災害情報の伝達が可能となります。</p> <p>今後、これらの仕組みを各委託放送事業者が、自治体と連携しながら、複数の委託放送事業者が共同で利用できる災害情報伝達のための新しいプラットフォーム機能の実現を図るべきと考えます。また、災害情報の受信が可能な端末を全世帯に配布し、安心・安全な社会システムの構築を目指すべきと考えます。</p>

<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の実現・普及・発展のためには、受託、委託双方へのNHK参入は欠かせないと考えます。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送に求められるその高い公共性から、受託放送事業の主体としては、主に受信料収入で運営されているNHKが最も相応しいと考えます。</p> <p>「アナログ放送からデジタル放送へ速やかに完全移行する」というのが、当社の従前からの基本的な考え方ですが、完全移行する上では「あまねく義務」が必要となります。そのためには、受託放送事業へのNHKの参入は欠かせません。さらに、NHKのインフラ設備を利用することで、受託放送設備全般のコスト削減が期待できます。</p> <p>委託放送事業においても、NHKが提供する魅力あるコンテンツは、本放送の実現・普及・発展に大きく寄与するものと考えます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続について</p>	<p>周波数オークションによる事業者選定は、災害情報の提供を始めとした公共的な役割を期待されるV-Lowマルチメディア放送には馴染まないと考えます。</p> <p>従って、周波数オークションによる事業者選定には強く反対致します。</p>
<p>11. その他</p>	<p>アナログ放送からデジタル放送への移行を制度設計に盛り込むべきと考えます。</p> <p>既存のラジオ事業者の多くは、V-Lowにおいてアナログラジオとのサイマル放送を望んでいます。しかし、現在のアナログ波での放送とV-Lowによる放送を同時並行で続けることは、厳しい経営環境にあるラジオ事業者にとって、かなり困難なことです。</p> <p>法によりアナログからデジタルへの移行と期限を定めたテレビは、官民を挙げた努力により、完全移行が目前に迫っています。ラジオにおいても、アナログ停波を前提とし移行期限を明示することが、ラジオ事業者の経営問題に光明を与えるきっかけになり、ひいてはV-Lowマルチメディア放送の成功に繋がると考えます。</p>

1 1. その他	電波の伝送方式は、3セグメント方式ではなく、1セグメント方式による方が、ワンセグ方式と共通であることによる端末普及や安価に端末を作れる点で望ましいと考えます。
----------	---

# 意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

郵便番号 〒730-8504

住所 ひろしまし なかくもとまち  
広島市中区基町 2 1 - 3

氏名 かぶしきがいしゃ ちゅうごくほうそう  
株式会社 中国放送  
あんどう よしひろ  
代表取締役社長 安東 善博

「V-LOW マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	地域メディアとして、ライフライン情報等、地域住民に必要な情報を多く伝えていくために、放送対象地域は原則として県域が望ましいと考えます。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	電波の有効利用等の観点から、一の放送対象地域には一の受託放送事業者に免許を付与すべきと考えます。 但し、地域メディアとして公共性を確保するためには、受託放送事業者の選定において、受託放送事業者が恣意的に委託放送事業者を選別することなく公正・公平な運用を行うことを義務付けるよう制度整備すべきと考えます。
3. 受託国内放送の全国展開について	全国的に地域メディアとしての公共性を確保するためには、地方のハード整備を大都市圏と格差無いよう進めていくことが必要です。そのためには、受託放送事業者を全国で1者とし、その1者に全国放送展開を義務づける制度整備が必要と考えます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	V-Low マルチメディア放送が、地域メディアとしての公共性を確保するためには、長年に渡り地域で親しまれ、信頼されてきた AM アナログラジオのサイマル放送を行うこと、そのための音声優先セグメントを設置することは必須と考えます。 これは、都市雑音等によるラジオの難聴取対策、そして V-Low マルチメディア放送の受信端末の普及を促進するためにも重要です。 当社は、AM アナログラジオのサイマルを基本とした放送を計画しています。

<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>委託放送事業者には、高音質・ステレオの音声放送や、地域住民に必要な情報をより多く伝えていくデータ放送等新しいサービスを行うための帯域が必要です。</p> <p>認定にあたっては、公的使命から吟味した上で、各事業者が必要な帯域で認定されるのが望ましいと考えます。</p> <p>また、地域情報の充実のためには、公共性の高い市町村レベルの詳細な防災情報用（公共コモンズ）に帯域が与えられる等、放送の多様性を確保することも必要です。</p> <p>よって、公共的な放送の多様性の確保という観点から、一の委託放送事業者に複数セグメントを割り当てるのは不相当と考えます。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>委託放送事業者がそれぞれに、課金などのプラットフォーム構築することは、非効率的であり、視聴者の利便性も損なわれると考えますので、受託放送事業者が構築し、委託放送事業者に対して提供することが望ましいと考えます。</p> <p>但し、V-Low 帯での有料放送等の多彩なサービスを考慮すれば、受託事業者が提供するプラットフォーム機能は、全ての委託事業者に共通する最低限な機能に限定すべきであり、またサービスの活性化のためには、その利用条件は委託事業者に過度な負担が生じないよう十分な配慮が必要と考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>AM アナログラジオ放送事業者はこれまで「効果的な災害情報の提供」に努めてきました。V-Low マルチメディア放送においては、これまでの経験を生かし、さらにデータ放送等の新たなサービスを行うことで、より効果的な災害情報を提供できると考えます。</p> <p>さらに V-Low マルチメディア放送において地域情報を充実させるためには、公共性の高い市町村レベルの詳細な防災情報システム（公共コモンズ）が全国的に構築され、</p>

	<p>委託放送事業者に無料提供されること、さらに公共コモンズに専用帯域が与えられることが望ましいと考えます。</p> <p>そして、緊急情報の場合には、受信端末に、自動的に起動するデータ放送の表示機能などを付けることで、より住民に伝わり易くなると考えます。</p> <p>また、緊急情報を一人でも多くの住民に届けるためには、1セグメント方式の簡単廉価な安心安全受信機を自治体と協力して開発、配布することが最も有効な方策と考えます。</p>
<p>8. 新聞電子版の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>放送である限りは放送法の規律の適用が必要と考えます。</p> <p>また、多数の新聞社や出版社が利用を希望した場合、帯域が有限のため、一部の社しか利用できない可能性があります。地域メディアの健全な発展のためには、参画機会を公平にすることが望ましいため、新聞社や出版社が電子版を配信する場合は、V-High マルチメディア放送を利用することを検討すべきと考えます。</p>
<p>9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>放送設備の全国展開の観点から、NHKの受託国内放送への参入は是非とも必要です。また、端末普及の観点から、NHKの委託放送業務への参入についても必要と考えます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について</p>	<p>基幹放送である V-Low マルチメディア放送は、災害情報を含む詳細な地域情報の提供など地域メディアとして果たすべき公共的役割が大きいいため、オークションにより帯域使用料が高騰することで、公共的な役割が十分に果たせない等の事態が発生することは避けなくてはなりません。</p> <p>よって周波数オークションを導入すべきではないと考えます。</p>

11. その他

V-Low マルチメディア放送が、地域情報メディアとしての公共性を確保するために、音声優先セグメントでのアナログラジオのサイマル放送については、電波利用料について、既存ラジオ局並みの特性係数を適用するなどの配慮が必要と考えます。

意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

010-8611

あきたけんあきたしさんのうめちようめ ばん ごう  
秋田県秋田市山王7丁目9番 42 号

あきたほうそう  
株式会社秋田放送

代表取締役社長 たちた さとし  
立田 聡

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p><b>1. 放送対象地域</b>  <b>V-Lowマルチメディア</b>  <b>放送の放送対象地域を原則として県域(三大広域圏のみブロック)と定めることについて</b></p>	<p>V-Low の使命である、きめ細かな地域情報、災害情報の提供を実現するために必要であり、賛成いたします。</p>
<p><b>3. 受託国内放送の全国展開について</b></p>	<p>V-Low の公的性格からすると、地域に偏ることなく、全国一律の速やかなサービス展開が必要になります。そのためには、受託事業者を全国で1者とすべきと考えます。</p> <p>なお、末端のインフラ整備に当っては公的資金の導入が必要であると思われます。</p>
<p><b>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</b></p>	<p>現在のアナログラジオ放送が担っているきめ細かな地域情報、災害情報の提供は、V-Low の公的性格と一致しており、V-Low マルチメディア放送においては、「音声優先セグメント」の設置が必要であると考えます。</p> <p>V-Low は、AM ラジオ放送の外国波混信による難聴地域解消に有効なメディアであり、地域情報、災害情報のよりいっそうの充実が図れるものと確信いたします。更にはアナログサイマル放送が含まれることで、受信機の普及促進にも寄与できるものと思われます。</p> <p>以上のことから、V-Low における「音声優先セグメント」には、参入を希望する全てのラジオ社が放送できる帯域を確保すべきと考えます。</p>

該当箇所	意見
<b>5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について</b>	<p>すでに述べたように、「音声優先セグメント」はアナログラジオ放送が行なっているこまやかな地域情報、災害情報の提供に必要なものであり、最優先に確保されるべきものであると考えます。</p> <p>「音声優先セグメント」の中の、1つの音声放送チャンネルは現アナログラジオ放送のサイマルを中心にした放送となることから、必要な帯域ごとの認定が相応しいと考えます。</p>
<b>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</b>	<p>「音声優先セグメント」でのサイマル放送は、これまで民放ラジオ事業者として行なってきた災害情報提供の実績が活かせるものと確信します。単なる災害情報のみならず、関連した交通情報、生活情報など、地域が必要とするきめ細かな情報提供、聴取者との情報交換もラジオとして実績のあるところではあります。</p> <p>更にはラジオ研究会報告書で提言されている公的 ASP との連携により、より優れた安全安心端末となることが考えられ、簡易廉価な受信機を開発することで、自治体等の配布にも適したものとなることが期待できます。</p>
<b>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</b>	<p>新しいメディアである V-Low マルチメディア放送の実現と、普及、発展にはきわめて重要であり、全国的インフラ整備においても NHK の参入は不可欠であると考えます。</p>
<b>10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</b>	<p>V-Low マルチメディア放送の公的使命感から考えて、採算性優先のオークション制度は適していないと考え、強く反対するものです。</p>
<b>11. その他</b>	<p>AM ラジオ放送は、地域に密着した情報メディアではありますが、外国波混信等による難聴取問題、送信設備の更新問題を抱えております。アナログラジオ放送の将来を見据え、V-Low マルチメディア放送への移行の可能性を、制度に反映して頂くことを希望します。</p>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 602-8588

(ふりがな) きょうとしかみぎょうくからすまどおりいちじょうさがるたつまえちょう

住 所 京都市上京区烏丸通り一条下ル龍前町600番地の1

(ふりがな) かぶしきかいしゃきょうとほうそう

氏 名 株式会社京都放送

なかざわりゆうじ

代表取締役社長 中澤 隆司

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

様式別紙 該当箇所	意見
<p>1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として県域(三大都市圏のみブロック)とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VHF-Lowは、地域メディアとしての性格を考慮し、地域密着、地域の活性化、地域の防災情報など、異なるサービスが実施できる環境が整うことに賛成します。</li> </ul>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること 放送対象地域内において(複数でなく)一の事業者に免許を付与すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VHF-Lowで採用される放送方式(ISDB-Tsb)では、複数セグメントを連結送信で放送することが可能となることから、委託事業者から見て受託放送事業者を一とすることは、設備負担が増大することなく、参入条件の公平性が担保できると考えます。</li> </ul>
<p>3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備主体としての受託放送事業者を全国1者とすべきか、ブロック/県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ごとに受託事業者とした場合、送信にかかる経費面の観点から見ると、地域により受託参入の条件が異なるのは回避すべきと考えます。</li> </ul>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送 音声放送が果たす公共性と提供主体について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アナログのサイマル放送は、地域情報、災害情報など引き続き地域情報の担い手としてデジタルメディアにおいても継承されるべき役割と認識しています。</li> </ul>
<p>5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性 委託放送事業者への帯域の割当ての単位をある程度まとめた数のセグメントとしながらも、地域メディアの担い手としての地元資本や、新しいアプリケーション提供の担い手となる事業者が参画できるようにする工夫について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VHF-Lowが普及発展するため既存ワンセグ端末と出来る可能な限り共通化を目指し、低廉な受信機が開発されることを望みます。</li> <li>・ 既存放送事業者のみならず、新規事業者の参画により多彩なサービスが提供されることが望ましいと考えます。</li> </ul>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤 委託放送事業者が共通して利用する製作や認証・課金等に係る設備の保有や運用を含む事業基盤としての機能を受託放送事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託放送事業者が事業基盤としての機能を提供することは、投資効率の面から良いことだが、その機能は全ての委託放送事業者に共通する最低限に限定されるべきと考えます。</li> </ul>

<p>が提供することの是非やその機能の内容</p>	
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供 必要な災害情報が多数の国民に届くための 方策とそれを実現する事業展開の計画、安 心安全な社会システムの一部となり得る端末 の開発普及の可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声優先セグメントから送出される災害情 報を多数の国民に届けるためにも、1セグメ ント方式の低廉かつ安全安心を主にした受信 端末を開発することが最も有効な方策である と考えます。</li> </ul>
<p>8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規 律と配信機会の公平</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新聞の機会均等の条件や、公平性をどの ように保つかなど問題点はあるが、地域に特 化した情報を地元住民に提供する観点から は、地方紙と連携する必要も考えられます。</li> </ul>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務 への参入 NHKが委託放送業務(ソフト)と受託国内放 送(ハード)に参入することの適否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国的インフラの構築や放送サービスの 多様性、種々な形態の受信端末の普及か ら、同メディアには不可欠であると理解してい ます。</li> </ul>
<p>10. 受託事業者の選定手続(周波数オーク ションの適否) 受託事業者の選定手続として周波数オーク ションによることの適否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹放送であるVHF-LOWマルチメディア 放送の性格は、地域情報、災害情報など公 的使命感が求められるために、オークション制 度は適切ではないと考えます。</li> </ul>
<p>11. その他 1. ~10. 以外に制度枠組みに関し留意す べき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特にありません。</li> </ul>

# 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 683-8670

住所 鳥取県米子市西福原一丁目1番71号

氏名 株式会社山陰放送  
代表取締役社長 坂口吉平

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>V-Lowマルチメディア放送は、デジタル時代の新たな情報源としての役割が期待されており、地域情報や災害情報等、地域の生活者に必要な情報をタイムリーに伝える基幹放送としての役割を担うものと考えております。したがって、放送対象地域は県域を中心とした現行AMラジオ放送の放送対象地域と同規模である事が相応しいと考えます。</p> <p>また、当社は「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会（以下、ラジオ研究会）」の提言にある「音声優先セグメント」へ現行AM放送のサイマル放送を中心としたサービスでの参入を検討しており、サイマル放送との整合性の面からも、現行AMラジオ放送の放送対象地域と同規模であることが望まれます。</p> <p>これらのことから、V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定める事について支持します。</p>

該当箇所	意見
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することに賛同します。</p> <p>放送対象地域内に複数の受託放送事業者を認めることは、利用できる帯域を狭めることにもつながり、委託放送事業者の参入機会を縮小させることにつながりかねません。</p> <p>なお、放送対象地域の受託放送事業者を一とすることにあたっては、独占となる弊害を考慮し、長期的に安定した受託放送事業の運営を促進する制度整備、委託放送事業者に対する参入条件の公平性を確保するための制度整備、視聴者へ基幹サービスを送り届ける公的使命が担保されるような制度整備が必要だと考えます。</p>

該当箇所	意見
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>V-Lowマルチメディア放送は、地域情報や災害情報等、地域の生活者に必要な情報をタイムリーに伝える基幹放送としての役割を担うものと考えております。そのため、人口密集地域のみならず、広く国民が放送のメリットを享受できる環境を構築すべきです。</p> <p>ところが、地方への中継局建設は採算面で困難な事業となることが予想されます。仮に、地域毎に受託事業者が異なる場合、地域の経済格差がそのまま送信委託料や付加サービス機能の差異につながると予想され、委託事業者の参入条件にも地域差が生じることとなります。</p> <p>また、地域毎の収益力の差がそのままV-Low整備の進展度合いに影響し、地方では発展しないメディアとなる可能性が高いと考えます。</p> <p>このような制度整備は避けるべきであり、三大広域圏以外にも早期にインフラ整備をするため、ラジオ研究会で示された考え方のように、受託事業者は全国で1社とする事を強く要望します。</p> <p>なお、放送対象地域の受託放送事業者を一とするにあたっては、独占となる弊害を考慮し、長期的に安定した受託放送事業の運営を促進する制度整備、委託放送事業者に対する参入条件の公平性が確保するための制度整備、視聴者へ基幹サービスを送り届ける公的使命が担保されるような制度整備が必要だと考えます。</p> <p>また、全国にあまねく放送を届けるためには、一事業者の経営努力だけでは限界があると考えられます。ラジオ研究会報告書の中で置局マイルストーンにあげられているように、全国でカバー率90%を超える格差地域への普及部分については、公的支援の検討をお願いします。</p>

該当箇所	意見
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>当社は、開局以来56年にわたり、地域に密着したラジオ局として公共的な使命を果たしてきました。災害情報や防災情報等はもちろんのこと、常にタイムリーな生活情報や音楽を含むエンターテインメントコンテンツを提供し、地域から信頼と支持をいただいております。</p> <p>このように、公共的役割を果たしているラジオ放送を将来につなげるため、加えてV-Lowメディア自体が公共性の高いメディアとして国民から理解と信頼を得るためにも、ラジオ研究会の提言のように、V-Lowには「音声優先セグメント」の設置が必要不可欠です。</p> <p>さらに言えば、音声優先セグメントを設置し現行ラジオとのサイマルを中心とした放送を実施することにより、V-Lowの受信端末が現行ラジオ受信機のハイブリッド型だと位置づけられ、買い替え需要の増加などにより受信端末の普及に大きく貢献するものと考えます。</p>

該当箇所	意見
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<p>V-Lowマルチメディア放送に課せられた公的使命の観点から、基幹放送として公益性の高い情報発信を担ってきた既存ラジオ事業者がサイマル放送を中心とする放送に参入可能となるよう、「音声優先セグメント」は最優先で確保されるべきであると考えます。</p> <p>当社も「音声優先セグメント」の考え方を高く評価した上で、ラジオ事業の移行も念頭に置き、参入を検討しています。</p> <p>よって、「音声優先セグメント」で一つの音声チャンネルの伝送に必要な帯域ごとの認定を望みます。</p> <p>アプリケーションの柔軟性の観点から3セグ等のまとまった単位での認定が望ましいという声もあるようですが、受信端末の開発を0から始めなくてはなりません。1セグチップであれば既に量産されており、1セグ以下の単位であれば廉価で端末機器の開発が可能です。受信端末の普及を考えると、廉価な端末機器の開発が必須であり、認定の単位は1セグメント単位、音声優先セグメントについては1セグメント以下での認定が相応しいと考えます。</p> <p>なお、限られたセグメントを有効に活用するため、委託事業者の放送サービス内容は、「地域情報」「災害情報」など、公的使命の観点から吟味されるべきである。</p> <p>また、1委託事業者に割られる帯域には、上限を設けることが望ましいと考えます。</p>

該当箇所	意見
<p>6. 委託放送業務展開の為に の共通事業基盤について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送では、「音声優先セグメント」でのアナログサイマル放送を中心とした音声放送の他にも、有料放送等の多彩なサービスが展開されると考えられます。委託事業者によって必要なプラットフォームが異なることから、受託事業者が全てのプラットフォームを独占的に提供することには反対であり、不経済な設備投資に拠る送信委託料の高騰が懸念されます。したがって、プラットフォームを受託放送事業者が整備する場合は、全ての委託事業者に共通する最低限の機能に限定すべきです。</p> <p>一方、「音声優先セグメント」でのアナログサイマル放送を中心とした音声放送について考えれば、EPGサービス、ベースバンド接続サービス、地域サービスなどは組織的に一括して運用される方が効率的である事が推察されます。したがって、場合によっては必要最低限のプラットフォームが組織的に提供される事も有用であり、その組織の規模、在り方等は今後の検討課題であると認識しています。</p> <p>なお、V-Lowマルチメディア放送が全国で展開される事を鑑みると、地方でも委託事業者が参入しやすい環境整備が必要です。組織的にプラットフォームが提供される場合の整備費用の分担や、受託一委託事業者間の回線費用等についても、ラジオ研究会で示された費用負担のシミュレーションのように「全国で発生する費用負担は人口比で按分して分担する」等の考え方に基づく施策が必要であり、これを実現するための制度整備を強く希望します。</p>

該当箇所	意見
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域に密着し、地域と共に歩んできた既存AMラジオ事業者が、これまで蓄積してきた災害情報提供のノウハウ（災害発生時等の緊急放送体制を含む）をV-Low帯音声優先セグメントでのサイマル放送においても十二分に活かし、「安心報道」という基本姿勢を継承する事こそが、基幹放送としての公的指命を果たすことになると考えています。人の声で伝える情報の有効性は、これまでのAMラジオの歴史から明確です。しかし、市町村レベルの詳細な情報発信を単独で行う事には限界があり、例えば、ラジオ研究会報告書の中で提言されているASPとの連携も有効な手段であると考えます。</li> <li>・ 緊急地震速報／EWS等の提供は、受信端末の基本機能として実現可能であり、仕様に盛り込まれる事を希望します。</li> <li>・ 音声優先セグメントから発せられる災害情報を、一人でも多くの国民に届けるためにも、1セグメント方式の簡単廉価な受信端末を自治体等と協力して開発・配布することが、国民の安心・安全を得る最も有効な方策だと考えます。</li> </ul>

該当箇所	意見
9. NHKの受託放送／委託放送への参入	地上放送やBS放送の普及・発展を先導してきたNHKの参入は、新しいメディアであるV-Lowマルチメディア放送の実現・普及・発展にとって極めて重要であり、全国的なインフラの構築や、放送サービスの多様性、様々な形態の受信機の普及のためにも、NHKと民間事業者の二元体制は不可欠です。

該当箇所	意見
10. 受託事業者の選定手続き（周波数オークションの可否）について	<p>基幹放送となるV-Lowマルチメディア放送の性格は、「地域情報」「災害情報」など、強い公的指命を担うものであり、採算性のみが優先される周波数オークションにはなじまない。</p> <p>また、周波数オークション制度は、受託事業者のみならず、V-Low全体の事業性にも大きく影響する。</p> <p>これらのことより、V-Lowマルチメディア放送に周波数オークションを適用する事については、強く反対する。</p>

該当箇所	意見
11. その他	<p>(マス排緩和について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民放連が本年1月20日付けで要望している「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」に沿って制度整備が行われ、既存民放事業者が携帯端末向けマルチメディア放送に参入可能となるよう希望する。</li> </ul> <p>(電波利用料について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowマルチメディア放送は、「地域情報」「災害情報」など、強い公的使命を担うものであり、電波利用料は既存ラジオ並みの特性係数が適用されるべきである。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社AMラジオには外国波による混信があり、夜間には著しくエリアが減少するため、情報を伝達する上でも営業面でも深刻な問題となっています。これら難聴取問題や、送信設備の更新等に莫大な費用がかかる問題をかかえている既存AMラジオ事業のV-Lowマルチメディア放送への移行について、具体的な可能性を制度に反映していただきたい。諸外国の例からも、既存AMラジオ放送の終了を認める道が可視化されれば、ラジオの買い替え需要の増加も見込めます。V-Lowマルチメディア放送発展のためにも、制度反映による可視化を強く要望する。</li> <li>・V-Lowマルチメディア放送が全国で普及するためには、地方でも委託放送事業者が参入しやすい環境が必要である。地域の経済格差がそのまま参入条件の差異とならないよう、ラジオ研究会でシミュレーションされているような費用負担の考え方(全国のハード整備費用を人口比で按分して分担する)を制度化していただきたい。</li> </ul>

別添様式

意見書

平成23年 2月 1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 へ

郵便番号 814-8585

(ふりがな) ふくおかしざわらくもちま

住 所 福岡市早良区百道浜2-3-8

(ふりがな) アールケービーまいにちほうそう

氏 名 <sup>注1</sup> RKB毎日放送(株)

ながもりよしたか

代表取締役社長 永守 良孝

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり、意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
1. 放送対象地域 (1)	「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）に対する意見についての考え方」（平成21年8月）については評価できない。
1. (2)	「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」（平成22年7月）については評価できる。
1. (3) (4)	V-Highは全国、V-Lowは地域であることから放送対象地域は県域と三大広域圏（ブロック）の併存は評価できる。但しそれぞれの地域事情（経済圏等）も考慮する必要がある。
2. 放送対象地域の受託事業者を一とすること (1) (2) (3)	放送対象地域の受託放送事業者を一とすることには賛成。受託放送事業者を複数にすることは放送設備を重複して設置することとなり、新規事業採算性を考えれば避けるべき。
3. 受託国内放送の全国展開について (1) (2) (3) (4)	受託放送事業者は全国1者とすべきである。地域ごとの受託放送事業者であれば、地域間格差が生じ「地域情報」「災害情報」の観点から問題が生じると考える。但し1者となると独占事業となるため公平性の確保、適正な設備使用料など独占の弊害をなくす規制が必要と考える。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送 (1) (2)	アナログラジオのサイマル放送を考えています。既存ラジオ局は難聴取問題を抱えておりアナログからV-Lowへの移行は必要であり「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」にある「音声優先セグメント」設置は必要不可欠である。既存ラジオ局の多くは地域情報、特に気象・災害情報や交通情報など状況に応じて随時対応しており、通常は一般放送でありながら緊急時にはそれに対応した情報を全国的ではなく地域に根ざした情報として放送出来るのは既存ラジオ局であると確信しています。アナログラジオ放送に加えて新たな付加価値サービスを可能にする一定の帯域が必要であると考えています。

<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について （1）（2）（3）（4）</p>	<p>音声優先セグメントに対しては1セグメントを細分化して委託放送事業者を認定すべき。地域に根ざした多様性を確保するために地元資本を優先すべき。 V-Highは全国放送 V-Lowは地域メディアが前提であるならば、3セグメント単位での帯域割り当ては大きな事業者が有利となり、規模が小さい地元資本参入の障壁となり地域メディアを目指すV-Lowの方向性とは違ったものとなる。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>高齢者にとって耳から入る情報は目から入る情報より伝わりやすく音声放送は非常に有効である。地域の町村単位の詳細な情報収集は1者で行うことには限界があり「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」にあるASPのシステムが必要</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>NHKが本放送の受託国内放送と委託放送業務に参入することについては必要不可欠と考えます。今までNHKが放送に果たした役割は非常に大きく、新しいメディアであるV-Lowの実現・普及・発展に今後も極めて重要な要素である。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について</p>	<p>本放送は地域情報や災害情報を担っていくものであり、この公共的役割からすれば市場原理からくるオークションは馴染まない。</p>
<p>11. その他</p>	<p>本放送に既存ラジオ事業者が参入するに当たってはマスメディア集中排除原則の規制対象とならないようにすべきである。</p>

(別添様式)

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号〒745-8686

(ふりがな) やまぐちけんしゅうなんしこうえんく

住 所 山口県周南市公園区

(ふりがな) やまぐちほうそうかぶしがいいしゃ

氏 名 山口放送株式会社

いわた ゆきお

代表取締役社長 岩田 幸雄

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. <u>放送対象地域</u> 放送対象地域を原則として県域(三大広域圏のみブロック)と定めること</p>	<p>・V-Lowマルチメディア放送は、「地域情報」「地域災害情報」の性格が強いため、地域ごとに異なるサービスが実施できる「原則として県域」(三大広域圏のみブロック)に賛成。</p>
<p>2. <u>放送対象地域の受託放送事業者を一とすること</u> 放送対象地域において(複数でなく)一の事業者に免許を付与すること</p>	<p>・基幹放送とされるV-Lowマルチメディア放送の事業採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から賛成。 ・ただし、長期的に安定した受託放送事業の運営が前提。また、受託放送事業者が恣意的に委託放送事業者を選別しないよう、公正・公平な運用がなされるような制度が必要と考える。</p>
<p>3. <u>受託国内放送の全国展開</u> ハード整備主体としての受託放送事業者を全国1者とすべきか、ブロック/県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきか。</p>	<p>・受託放送事業者は全国1者とすべきと考える。理由はマルチメディア放送は公的使命の性格が強いため、地域ごとに差異があるべきでないと考えるからである。地域ごとの受託放送事業者とした場合、その収益力の違いから整備の進展度合いに地域差が生じたり、送信料の考え方や付加サービスの能力など、地域によって委託放送事業者の参入条件が異なる可能性がある。</p>
<p>4. <u>委託放送事業者による音声や音楽の放送</u> (サイマル放送と新規音声放送/端末普及等)</p>	<p>・当社は55年にわたり、地域情報、災害情報等地域情報メディアとして公共的な役割を果たしてきた。これらの実績とノウハウを、V-Lowにおいてもサイマル放送によって活かすべきと考えており、その提供のための「音声優先セグメント」の設定が必須と考える。</p>
<p>5. <u>ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性</u> (認定のセグメント単位について)</p>	<p>・前述のように、当社は地域情報メディアとして果たしてきている公共的役割をV-Lowにおいても「音声優先セグメント」でサイマル放送により活かしたいと考えている。それゆえ、セグメント単位に関係なく、一つの音声放送チャンネルに必要な帯域ごとの認定を要望する。</p>

<p>6. <u>委託放送業務展開の為の 共通事業基盤</u> (プラットフォーム機能の考え方 とプラットフォームを受託放送事 業者が提供することの是非や その機能の内容)</p>	
<p>7. <u>委託放送事業者による災害 情報の提供</u> 必要な災害情報が多数の国民 に届くための方策とそれを実現 する事業展開の計画、安心安 全な社会システムの一部となり 得る端末の開発普及の可能性 など</p>	<p>・当社はこれまでも災害情報を迅速に伝え、地域住民の 安心安全を守る責務を果たしており、自主的な取り組み を行えるような制度となることを希望する。</p>
<p>8. <u>新聞の電子版等の配信に 対する放送規律と配信機会の 公平</u></p>	
<p>9. <u>NHKの受託国内放送及び 委託放送業務への参入</u></p>	<p>・全国的なインフラの構築や放送サービスの多様性、様々 な形態の受信機の普及の面から、NHKの参入に賛成する。</p>
<p>10. <u>受託放送事業者の選定 手続き</u> (<u>周波数オークションの適否</u>)</p>	<p>・基幹放送であるV-Lowマルチメディア放送の性格は「地 域情報」「災害情報」など、強い公的使命を帯びているの で、採算性のみが優先されるオークション制度には強く 反対する。</p>
<p>11. <u>その他</u></p>	<p>・V-Lowマルチメディア放送のインフラ整備や受信端末 の普及には我々放送事業者も努力するが、国や自治体 の支援も是非お願いしたい。</p>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流行政局  
放送政策課 御中

郵便番号:553-8503

住所:おおさか し ぶくしま く ぶくしま大阪市福島区 福島1-1-30

氏名:あさ ひ ほうそうかぶしきがいしゃ朝日放送株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう わたなべかつのぶ  
代表取締役社長 渡辺克信

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見募集」に関し、別紙の通り意見を募集します。

(別紙)

### ①受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について

V-Low マルチメディア放送の放送対象区域は、これまでの音声メディアの放送対象区域と同じように県域放送と、東京・名古屋・大阪の三大都市圏はブロック放送とすることが妥当であるとする。放送は生活圏や経済圏など生活に即した内容であるべきであり、これまでの放送の区域と大きく変えないことは重要である。また電波の有効利用の観点から、広大な平野内に多くの住民が住む三大都市圏はブロック放送で、それ以外の地域は県域放送でよいとする。

### ②放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて

周波数の有効利用の観点と事業の採算性の視点から、放送対象地域内において、一つの受託放送事業者に免許を付与することは妥当である。

ただし、委託放送事業者の利用料金の高騰や、受託放送事業者による委託放送事業者の恣意的な選別など、独占の弊害が起らないように、行政による適切な措置についての検討が必要である。

### ③受託国内放送の全国展開について

全国で1者とするのであれば、利用料金の高騰など独占の弊害が起らないような、行政による適切な措置の検討が必要であるとする。また全国1者である場合、結果的に人口稠密地域の委託放送事業者が、人口に比べて中継局の置局費用がかかる中山間地地域の利用料金を肩代わりすることのないような措置を検討すべきではないか。これら中山間地地域の置局は、民間会社では投資に見合った回収が難しいため、一企業の努力では難しい部分があるとする。一方で放送は、国民の生命の維持のため災害情報などの情報を放送することから、多くの国民が受信できることがのぞましい。これらの矛盾の解決策として、V-Low マルチメディア放送の送信設備を公共インフラとして位置づけ、国・地方公共団体による資金援助を行えるよう制度として検討すべきである。

### ④委託放送事業者による音声や音楽の放送について

当社としては、「ラジオと地域メディアの今後に関する研究会」の答申において記載された、音声優先セグメントの設置を切望します。これまでアナログラジオは災害情報や地域情報など、地域生活に密着した公共性のある内容の放送を行い、多くの聴取者に支持されている。このアナログラジオのサイマル放送が行われるような帯域を、優先的に割り当てる方策が必要である。この考えは「ラジオと地域メディアの今後に関する研究会」の答申においても記載されており、この答申の精神は、制度整備においては最大限に生かされるべきである。また多くの聴取者がいるアナログラジオのサイマル放送を認めることによって、様々な形態の受信端末の普及が見込まれるとする。その上でマルチメディア放送ならではの、様々なサービスを付加した音声放送を行うべきである。

(別紙)

### ⑤ソフト（委託放送業務、番組供給業務）参入の多様性について

委託放送事業者への割り当て帯域は、まずアナログラジオのサイマル放送に充てる帯域を割り当てた上で検討すべき問題であると考え。ただ、V-Low マルチメディア放送に割り当てられている周波数帯は、決して広いものではないので、電波の有効利用の観点や、様々な委託放送事業者の参入で放送の多様性を確保する上でも、まとまった数のセグメントではなく、1 セグメント単位で検討する方がよいと考える。また、地域情報の担い手が参画できる工夫として、自社制作番組を50%以上放送する委託放送事業者は優先的に周波数帯域が割り当てられるような方策を検討すべきである。

### ⑥委託放送業務展開のための共通事業基盤について

受託放送事業者がプラットフォームを提供することは、必ずしも否定されることではない。しかし、このプラットフォーム機能が独占的になり、委託利用放送事業者が自らの創意でプラットフォームを持つことが制限されることや、その利用料金が高止まりすることがないようにする措置は必要である。

### ⑦委託放送事業者による災害情報の提供について

災害情報が多数の国民に届くような方策として、災害情報や地域情報を放送し、多くの聴取者を持つ、現在のアナログラジオのサイマル放送が行われるような方策が必要である。この考えは「ラジオと地域メディアの今後に関する研究会」の答申においても記載されており、この答申の精神を制度整備においては最大限に生かすべきである。

これまでアナログラジオは災害時において、常に被災者が必要とする情報を送り続けてきた。その役割はV-Lowマルチメディア放送でのサイマル放送においても変わらないと考える。なお、災害情報の提供のあり方については、これまで通り放送事業者による自主的な取り組みや編成を最大限尊重するようにしていただきたい。

また、災害時に必要な情報は、他地区の情報も含まれるマクロな情報と、細分化された地域一たとえば集落単位のマクロな情報があると考え。とりわけマクロな情報は、該当地区の地方公共団体がまず集約することから、まず地方自治体から発信することが、情報を必要とする住民へいち早く届くと考えられる。そこで災害時における地方自治体からの情報発信は、防災無線を第一とし、この受信端末にV-Lowマルチメディア放送の受信機能を持たせて、様々な情報が受信できる「安心安全端末」を配布するということが普及にもつながり、有用である。この考えも「ラジオと地域メディアの今後に関する研究会」の答申においても記載されており、現段階においても、この提言の内容は有効と思われる。

### ⑧新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について

新聞社などの参入に当たっては、まず憲法に保障された表現の自由や報道の自由が最大限、制度上担保されることが必要であると考え。一方で新聞社・出版社など地域情報の配信を行う新規事業者の参入にあっては、放送事業者の事業展開に支障が出ないよう、制度上の配慮を行ってほしい。

(別紙)

### ⑨NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について

これまで我が国の放送は、NHKと民間放送事業者の二元体制によって、時には切磋琢磨し、ときには相互補完をしながら発展し、言論や放送の多元性を確保してきた。V-Lowマルチメディア放送は新しいメディアであり、普及・発展・放送の多様性の確保のためにも、NHKの参加は不可欠である。また、NHKと民間放送の音声を中心とする放送を同一の装置やアプリケーションで利用できることは、利用者の利便性や新規メディアであるV-Lowマルチメディア放送の発展につながると考える。よってNHKが受託国内放送と委託放送業務に参入することに賛成する。

ただし、NHKと民間放送事業者のビジネスモデルは大きく違うこともあり、中継局の置局等の基準においては、現行の放送法においてNHKに課せられている「あまねく」義務の一時的緩和などを検討してほしい。

### ⑩受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について

放送は、広く多数の聴取者に受信されることによって、社会の発展・文化の高揚・生活の向上に資するものである。その目的を達成するためには、安価な手段で受信できることが最重要である。

電波オークションによる受託放送事業者の選定は、結果として委託放送利用料のいたずらな高騰を招き、それは放送の内容に影響を与えかねない。また委託利用放送利用料の高騰で、V-Lowマルチメディア放送における大半の放送が有料放送ということになる事態も想定される。特に、V-Lowマルチメディア放送は、アナログテレビジョン放送の跡地で行われることから、テレビのデジタル移行のために国民は多大の負担をおこなっており、放送の受信のために、これ以上の負担を国民が必要とする事態は避けるべきである。さらにV-Lowマルチメディア放送においては、これまでのアナログラジオと同様に災害情報や地域情報が放送されることになるのであれば、これは高い公共性を有する放送であり、採算性が優先される電波オークション制度と相容れず、不適當である。

電波オークション制度を採用して事業者を選定したヨーロッパの諸国では、事業が破綻した例が相次いだ。これらの事例からも電波オークションは制度として欠陥を抱えていると考えるべきである。

よって、電波オークションによる受託放送事業者の選定に、強く反対する。

## ⑪その他の意見

### 1. ラジオのデジタル化について、政策の明確化を

テレビ放送が国策としてアナログからデジタルに移行する一方、ラジオのデジタル化とアナログ放送の今後は、政策として明確ではない。このV-Lowマルチメディア放送の制度枠組みの作成の際に、国はラジオのデジタル化について明確に方針を示すべきである。当社はアナログからデジタルへのゆるやかな移行を希望するが、アナログからデジタルへの移行が可能になるような制度としてほしい。

### 2. 電波利用料についての要望

アナログラジオのサイマル放送が認められた場合、V-Lowマルチメディア放送においても、アナログ放送と同様に強い公共性を持つ放送をおこなわれることになる。電波利用料は、アナログラジオや地上デジタルテレビと同様に、特性係数の適用を行うべきであり、さらに電波利用料がアナログとデジタルで二重負担とならないよう、電波利用料の設定については配慮をお願いしたい。

### 3. ラジオ事業者におけるマスメディア集中排除原則などの緩和についての要望

既存のアナログラジオ局が、V-Lowマルチメディア放送において、サイマル放送を含む自由な事業展開が行えるよう、マスメディア集中排除原則などの緩和を是非検討してほしい。

(別添様式)

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 500-8588

住所 ぎふしほしもとちょう 岐阜市橋本町二丁目52番地

氏名 かぶしきがいしゃぎふほうそう 株式会社岐阜放送

だいひょうとりしまりやくかいちょう 代表取締役会長

すぎやまみきお 杉山幹夫

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 放送対象地域を原則として 県域とすること (東名阪の三大広域圏はブ ロックのみ) への意見	V-Low は“地域情報”や“災害情報”など公共的な役割を担 う必要がありますのでこの考えを支持いたします。
2 放送対象地域の受託事業 者を一とすること 及び 3 受託国内放送の全国展開 について	受託事業者を全国 1 者とする考え方を支持します。 V-Low には、“地域情報”“災害情報”など、公的使命があ りますので、整備の進展度合いに地域差が生じる可能性があ る「地域ごとの受託事業者」という考えは避けるべきだと考 えます。
4. 委託事業者による音声や 音楽の放送(サイマル放送と 新規音声放送/端末普及等) 及び、 5. ソフト(委託放送業務、番 組提供事業) 参入の多様性 (認定のセグメント単位) に ついて	近年のアナログラジオには受信・設備・端末問題が発生して いますが、既存ラジオならではの価値として地域社会への貢 献や災害情報の提供など公共的な役割を果たしており、地域 メディアの担い手として音声メディアを残す必要があります。 そのためにはラジオ研究会報告にあるようにアナログ放 送のサイマル放送を行う「音声優先セグメント」を設置し、 V-Low の帯域を既存ラジオの移行先として制度化する必要が あると考えます。
6. 委託放送業務展開の為の 共通事業基盤	「音声優先セグメント」でのアナログサイマル放送を中心と した音声放送を考えれば、EPG サービス、ベースバンド接続 サービス、地域サービスなどを効率的に一括して運用する組 織としての必要最低限のプラットフォームは、場合によっ ては存在し得ると考えます。
7. 委託放送事業者による災 害情報の提供	民放ラジオ事業者として、V-Low 帯音声優先セグメントでの サイマル放送では地域向けの災害情報の提供をこれまで通 り実施すべきと考えます。また地域に密着した既存ラジオ 事業者が蓄積してきた災害発生時の緊急放送体制を含む災 害情報のノウハウが、V-Low でのサイマル放送にも十二分に 活かされると考えます。 また、必要な災害情報が一人でも多くの国民に届く為には 1 セグメント方式の簡単廉価な受信器が自治体などと協力し て供給される事が最も有効な方法と考えます。

9. NHK の受託放送/委託放送への参入	新しいメディアであるV-Lowマルチメディア放送の実現・普及・発展にとって不可欠であると考えます。
10. 受託事業者の選定手続き	基幹放送であるV-Lowマルチメディア放送には、“地域情報” “災害情報” など、強い公的使命があります。採算性のみが優先されるオークション制度は、この公的使命を欠く危険があり、V-Low全体の事業性にも大きく影響するため、強く反対いたします
11. その他	難聴取問題や送信設備の更新問題を抱えるアナログ（AM）ラジオ事業のV-Lowマルチメディア放送に移行する可能性を考慮していただきたいと思います。またV-Lowマルチメディア放送は“地域情報” “災害情報” など強い公的使命を持っていますので電波利用料においても既存ラジオ並みの配慮が必要と考えます。 また、「ラジオのマス排緩和」のV-Low制度への導入も必要と考えます。

様式

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

郵便番号 890-8570  
(ふりがな) かごしましこうらいちょう5-25  
住 所 鹿児島市高麗町5番25号  
(ふりがな) かぶしきがいしやみなみにほんほうそう  
だいひょうとりしまりやく なかむらこうじ  
氏 名 株式会社南日本放送  
代表取締役 中村 耕治

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとします。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>地産地消の放送活動を目指し、実践している弊社としては、現在の放送の延長線として音声放送優先セグメントの設置と、放送区域を原則県域としたラジオ研究会報告書を高く評価いたします。</p> <p>V-Low は地域情報、災害情報の担い手と位置づけられています。生活圏に強く根付く県域放送は、アナログ放送で実績があり、V-Low においてもニーズがあるものと考えます。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>デジタル技術を用いる V-Low は、連結送信により設備の集約、効率的な運用が可能です。これを複数の事業者により行うことは、効率が悪化することと、利用帯域を狭めて採算性の悪化を招く恐れがあり、受託放送事業者は 1 とすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、委託放送事業者にとっても、受託放送事業者には事業の継続性、安定性を強く求めます。その観点からも 1 とすることが適切と考えるところです。</p> <p>ただし、競争原理によるコストへの圧力がなくなることから、適切な料金設定を担保する制度が必要です。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>すべての地域において、V-Low が展開されるためには、全国 1 社が望ましいと考えます。事業採算性は都市部と地方、離島などでは大きく異なり、採算性の良い都市部を持つ事業者とそれ以外とでは、整備の進展や料金設定に大きな差が出る事は否めません。全国で等しく地域情報メディアとして V-Low が展開されるためには、全国 1 社で、どの地域においても均等に委託事業者が参入できる条件が整備される事を望みます。</p> <p>また、受託事業者には災害情報などの公的インフラとしての機能を果たすことから、国の支援を含めた公的支援も必要と考えます。</p> <p>なお、受託事業者にとって事業採算性が悪い地域では、同様に委託事業者にとっても事業採算性が低くなります。委託事業者が支払う料金面においても、ラジオ研究会報告書に傾斜配分シミュレーションとして示されたように、人口比率など市場規模と連動する指標によって負担額を決定する制度とすることを望みます。</p>

<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>ラジオ研究会報告書に示された「音声優先セグメント」は必要と考えます。現在のアナログ放送は、都市雑音の増加、近隣諸国の経済成長による海外混信の増加など様々な受信環境の悪化の問題を抱えています。地域情報、災害放送などラジオが担ってきた機能を引き続き行っていくためには、デジタル化が必須です。V-Low において公共的な役割を果たし続けるために、既存ラジオ局の持つノウハウを生かして、音声放送優先セグメントを確保する事は重要と思われれます。</p> <p>端末普及についても、音声サイマル放送の実施により、既存ラジオからの買い替え需要が出ると考えられ、普及を加速するものと考えられます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>当社では、気象会社からの情報提供のほか、自ら気象事業所となって気象情報の充実に努めてまいりました。災害発生時には全社の機能を挙げて迅速かつ適切に災害報道に取り組むノウハウを持ち、実績も有しています。</p> <p>既存ラジオ事業者が蓄積してきた防災、災害放送のノウハウは、V-Low でも活かされることと思います。</p> <p>さらに細かい市町村単位での災害情報の提供は、ラジオ研究会報告書で提言されている公的情報連携 ASP の利用も有効な手段と考えます。</p>
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>V-Low が地域情報の担い手という位置づけから、地域情報を含む新聞が V-Low によって配信される事は V-Low の意義に合致します。端末普及の観点からも、音声放送、電子新聞の相乗りによる相乗効果が望めます。</p> <p>放送規律との関係、配信機会の公平にするための工夫等について、弊社として特に意見はありません。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>NHK は地上・BS を問わず放送を常に先導してきた立場にあります。新しいメディアである V-Low マルチメディア放送の実現・普及・発展にとって、きわめて重要です。</p> <p>全国的なインフラの構築、放送サービスの多様性、様々な形態の受信機の普及から、NHK との二元体制は不可欠であると考えます。</p>

<p>10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について</p>	<p>オークション導入により帯域取得に要するコストが高騰すれば、受託事業者のみならず、V-Low 全体の事業に大きく影響することが考えられる事から、強く反対いたします。</p> <p>基幹放送である V-Low マルチメディア放送の性格は、地域情報、災害放送など強い公的使命を持ちます。採算性のみが優先されるオークション制度は不適當であり、強く反対するものです。</p> <p>また、聴取者保護の観点からも放送にオークション制度導入は適しません。オークション制度導入により価格のみで受託事業者が選択されることが起こると、委託事業者にとっても事業の安定性が損なわれる恐れがあり、安定した放送サービスの提供に支障が出る可能性があります。</p>
<p>11. その他</p>	<p>①V-Low マルチメディア放送における音声優先セグメントの設置を強く望みます。アナログ音声放送は、近年の都市雑音の増加や近隣諸国の経済成長に伴う外国混信など聴取環境の悪化が進んでいます。また広大な敷地を要する中波送信所では、更新時に新たな敷地が必要になるなど負担が過大です。地域情報の担い手であるラジオ放送を維持、発展していくためにはデジタルラジオへの緩やかな移行が必要であると考えます。</p> <p>②マスメディア集中排除原則について。既存ラジオ社が参入するためには規制緩和が必須となる。V-Low の地域情報メディアとしての機能発揮のため、既存ラジオ社のノウハウを導入することは必須であり、それが可能となる規制緩和を求めます。</p> <p>③電波利用料について。V-Low においても地域情報、災害情報など強い公的使命が課せられることから、電波利用料においても既存ラジオ並みの特性係数が適用されるべきと考えます。</p> <p>④公的サービスの導入について。V-Low インフラは、地域情報や災害情報の提供など公的情報インフラとしての使命を担います。地域性をもち、全国津々浦々まで等しくサービス提供が必要な同様の公的サービスと相乗りして、公共投資の二重化を避け、社会コストの低廉化をはかることが、V-Low としてもコストの最適化となり、普及の加速につながると考えます。ラジオ研究会報告書に提言された教育や福祉分野などとの連携が重要と考えます。</p>

意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 770-8573

住所 とくしましなかとくしまちょう  
徳島市中徳島町2丁目5-2

氏名 しこくほうそうかぶしきがいしゃ うるしはらかんじ  
四国放送株式会社  
代表取締役社長 漆原 完次

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	放送対象地域を原則県域と定めることについて賛成する。
2 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	安定した運営が可能な受託放送事業者に限り一とすることに賛同する。
3 受託国内放送の全国展開について	全国展開をするためには、地方だけではインフラ整備は全国一社とし、整備することが必要。
4 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	V-Lowマルチメディア放送に、音声優先セグメントを設定すべき。ラジオは報道災害など公共性の高い機能をこれまで担ってきた。
5 ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について	
6 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	
7 委託放送事業者による災害情報の提供について	ラジオはこれまでも災害情報を迅速に伝えてきた。国・自治体の支援で公的連携ASPも有効。
8 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	
9 NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	NHKにはこれまで通り公共放送としての役割を期待する。
10 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について	元々公共的な周波数の割り当てであることから、周波数オークションには反対する。
11 その他	* 総務省としてV-Lowマルチメディア放送をアナログラジオの移行先と考えているのかを早い段階で示していただきたい

# 意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 860-8611

住 所 くまもとけんくまもとしやまさきまち  
熊本県熊本市山崎町30

氏 名 かぶしきがいしゃくまもとほうそう  
株式会社熊本放送

代表取締役社長 あさやま ひろやす  
浅山 弘康

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見要旨

V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みに対する主たる考え方

2010年2月1日  
株式会社 熊本放送

地域情報の提供および災害報道において先導的な役割を果たしてきたラジオ放送は、その公共性において今後も重要な役割を担うと考えられる一方で、都市部の難聴取問題や情報伝達媒体の多様性は、こうした情報の安定した供給や地域における放送文化の継承に懸念を抱かせる要因となっています。

V-Lowマルチメディア放送は、これ自身が新しい放送として期待されることはもちろんですが、これまで築き上げられたラジオの公的使命を維持・拡充させる点においても重要な役割を担うことができると期待されます。

今回、放送対象地域を原則県域と定めること、委託放送事業者を全国で1者とする考えを支持し、既存のラジオ事業者がアナログラジオのサイマル放送を行うことで少しでも無理なくこのV-Lowマルチメディア放送に参入できるよう希望することを中心として意見を申し述べます。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p> <p>(4) については、地域メディアとしての公共の利益を実現するものとなるよう、V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることについて、意見を募集します。</p> <p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p> <p>(3) については、放送対象地域において一の受託放送事業者に免許を付与することについて、意見を募集します。</p> <p>3. 受託国内放送の全国展開について</p> <p>(4) については、V-Lowマルチメディア放送のハード整備主体としての受託放送事業者を全国で1者とするべきか、ブロック／県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が並存することがあり得るようにすべきかについて、意見を募集します。</p>	<p>放送対象地域を県域と定める今回の枠組みは生活圏・文化圏の基盤が県域となっている地域の存在が考慮されたものとなっており、これを支持します。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送の確実な実現およびコンテンツ配信の多様性の現状を考慮したものであり、これを支持します。</p> <p>放送対象地域の受託放送事業者を一とする場合、計画的かつ確実なインフラ整備が広く期待できることから、全国で1者とするのが妥当と考えます。</p> <p>なお、災害情報など公共的使命の高い放送が期待されるのであれば、国民に平等な機会を与えるという観点から、インフラ整備にあたって公的資金の導入などの支援が求められるところと考えます。</p>

<p>4. 委託事業者による音声や音楽の放送について</p> <p>(2) ついては、このような放送がどのように計画されているのか、受信端末普及がどのように見込まれているのか、音声放送が果たす公共性と提供主体をどのように考えるべきか等について、意見を募集します。</p>	<p>音声放送はこれまで、地域住民へ必要とされる生活情報・災害情報などを主体的に伝えてきた実績があり、このノウハウを蓄積した既存ラジオ事業者はV-Lowマルチメディア放送の公共的使命の担い手として積極的な提供主体たり得ると考えます。</p> <p>また、アナログラジオの都市部における難聴および電話等の複合端末などによる聴取手段の増加を考えると、V-Lowマルチメディア放送でこのサイマル放送を行うことは、受信の機会を広くする意味で有意義であると考えます。従って、サイマル放送による参入希望を持つ既存のラジオ事業者がこれを実現できるよう、一定の優先枠（音声優先セグメント）が設けられることを希望します。</p> <p>アナログラジオのサイマル放送を行うことは、マルチメディア放送の周知および受信機の普及にも一定の役割を果たすものと考えられ、更に今後現行ラジオの移行先として位置付けられることでその速度が更に増加することも期待できます。</p>
<p>5. ソフト参入の多様性について</p> <p>(4) ついては、設備投資の効率性やアプリケーションの柔軟性にかんがみて、委託放送事業者への帯域の割当ての単位を、ある程度まとまった数のセグメントとしながらも、地域メディアの担い手としての地元資本や、新しいアプリケーション提供の担い手となる事業者が委託事業者や番組供給業者として参画できるようにする工夫について、意見を募集します。</p>	<p>1 委託事業者に割り当てる帯域幅やセグメント数は各地域での需給バランスによって決定されるのが望ましいですが、V-Lowマルチメディア放送に期待される公共性に鑑みれば、まず音声優先セグメントは確保されるべきと考えます。</p> <p>その上でセグメント内のチャンネル単位の認定も行うなどして多くの事業者を参画可能とし、参入希望事業者間のバランスを保つようなスキームの構築を希望します。</p>

<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p> <p>(4) については、受託放送事業者がいわゆるプラットフォームを含む事業基盤としての機能を委託放送事業者に提供することの是非とその提供機能について、意見を募集します。</p>	<p>受託事業者が、すべての委託事業者に共通する必要最低限の設備を有することは合理的と考えますが、それ以上の機能の保有・提供については一長一短があることから、これらのあり方については今後の検討課題と考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p> <p>(4) については、V-Lowマルチメディア放送によって必要な災害情報が一人でも多数の国民に届くようにするための方策と、それを実現する事業展開の具体的計画や可能性、安全安心な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性について、意見を募集します。</p>	<p>地域向けの災害情報の提供において、アナログラジオのサイマル放送はこれまでラジオ事業者として培った手法を効率的に活用出来る点で最も貢献できる放送手段の一つと考えます。今後はNHKや自治体、公的情報連携ASP等との連携について検討することが重要であると認識しています。</p> <p>端末については、1セグメント受信程度の簡単で廉価な受信機を自治体等の協力のもと開発・配布することが最も有効な普及策であると考えます。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p> <p>(3) については、NHKが本放送の受託国内放送と委託放送業務に参入することについて、意見を募集します。</p>	<p>国内放送において先導的な役割を果たしてきたNHKの参入は、全国的なインフラの構築・多様なサービスの実現・様々な形態の受信機の普及など、V-Lowマルチメディア放送の発展において不可欠であると考えます。</p>

<p>10. 受託放送事業者の選定手続きについて</p> <p>(4) については、本放送の受託放送事業者の選定手続きとして、周波数オークションによることの適否について、意見を募集します。</p> <p>11. その他</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送に基幹放送として公共的役割の高い放送が求められるのであれば、事業の採算性のみが優先される懸念の強い周波数オークション制度は不相当と考え、これに反対します。</p> <p>音声優先セグメントを設けアナログラジオのサイマル放送を行うことは、地域情報・災害報道への接触機会の向上や都市部における難聴などにより失われている聴取機会の拡充など放送の公共性・聴取機会の平等性を保つ上で極めて有意義であると認識しています。従って、民放連が本年1月20日付で総務大臣に提出した「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」に沿った制度整備がなされ、既存の民放事業者が電波利用料の軽減措置を適用される形でV-Lowマルチメディア放送に参入可能となるよう希望します。</p> <p>そして、その普及度合いやアナログラジオの設備更新問題に鑑み、将来的にV-Lowマルチメディア放送がアナログラジオ放送の移行先となる可能性やアナログラジオのデジタル化への道筋についての言及・制度への反映がなされることを希望します。</p>
---	--

(別添様式)

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 780-8550  
(ふりがな) こうちしほんまち  
住所 高知市本町3-2-15  
(ふりがな) こうちほうそう やまもとくによし  
氏名 (注1) 株式会社高知放送 山本邦義

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあたっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

高知放送は、V-Lowマルチメディア放送を現行アナログラジオと同様に公共性の高い放送メディアとして位置づけ、制度整備が進められることを評価します。

弊社(ラテ兼営局)は、テレビのデジタル移行に膨大な資金を投入しました。加えてラジオ事業は、厳しい地域経済とメディア状況から多額の損失を計上しつつ、災害・防災対応などを軸に地域の要請に応えてきたと考えています。

今回の意見公募に対し弊社は、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会(ラジオ研究会)」報告で提言された“音声優先セグメント”の設置を要望します。テレビのデジタル移行と同様、新しい制度を現行アナログラジオの将来的な移行媒体と位置づけ、当面はサイマル放送の可能性を探ってゆきたいと考えているためです。以下、簡潔に意見を記します。

該当箇所	意見
1、受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	これまで地域に果たしてきた役割(災害対応など)からも、放送対象地域を「県域」と定めることに賛成です。
2、放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	賛成です。 ローカルのラジオ放送の経営環境が厳しいのは、ご案内の通りです。このため、主たる関心事は新規の投資額とならざるを得ません。ソフト(放送内容)充実のためにも、受託放送事業者には低廉なハード提供と長期的に安定した運営をお願いしたいと考えます。
3、受託国内放送の全国展開について	上記理由からも、全国1者でお願いしたと考えています。
4、委託放送事業者による音声や音楽の放送について	ラジオ研究会報告書の提言にありますように、V-Lowマルチメディア放送に“音声優先セグメント”を設定すべきと考えます。 弊社ラジオは開局(1953年)以来、報道、災害・防災情報、生活情報等と地域情報メディアとして、公益性の高い役割を担ってきました。また「寄り添う」媒体としてリスナーとの絆は深く、その双方向性(情報提供)は災害時にも大きく生かされた経験を持っています。弊社は、採算面も考慮しつつ、サイマル放送によるV-Low立ち上げを検討して行きます。

該当箇所	意見
7、委託放送事業者による災害情報の提供について	弊社の場合、地元新聞社と主催事業などで連携しています。この関係を生かし、更に充実した災害情報の提供に努めます。また近い将来に南海地震が予想されており、ラジオ研究会報告書の提言にある国・自治体レベルの支援を受けた「公的情報連携ASP」も手段のひとつとして、検討したいと考えます。
9、NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	NHKの参入に賛成です。 V-lowマルチメディア放送という新たな「基幹放送」の立上げにおいては、NHKに対し公共放送としての先導的役割を期待します。また、端末普及の観点からも、不可欠であると考えます
10、受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について	選定手続きに、周波数オークション制度を適用することには反対です。公共的役割を担う放送の周波数割り当てに、入札金額の多寡を問う手法はなじまないと考えます。